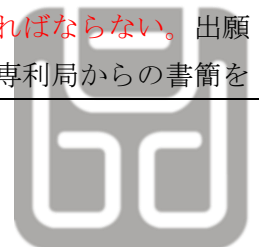


專利審査指南対照表 日本語仮訳

「專利審査指南」 (2010年2月1日より施行)	「專利審査指南改訂草案」再意見募集稿
<p>第一部 第一章 4. 1. 2 発明者 .....</p> <p>発明者は專利局にその氏名を公開しないように請求することができる。專利出願を提出する際に、発明者の氏名の不公開を請求する場合、願書の「発明者」の欄に記載した発明者氏名の後に「(氏名を公開しない)」と明記しなければならない。氏名の不公開請求を提出した後に、審査を経て、規定に合致すると認められた場合、專利局は專利公報、專利出願単行本、專利単行本及び專利證書のいずれにも、その氏名を公開せず、相応する位置に「氏名の不公開を請求」と明記しなければならない。発明者は氏名を公開するよう改めて請求することはできない。專利出願を提出した後に、発明者の氏名の不公開を請求する場合、発明者が署名又は捺印した書面声明を提出しなければならないが、專利出願が公開準備段階に入った後に当該請求を出した場合、請求を提出していないとみなし、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。外国発明者の中国語の氏名訳においては、外国語の短縮アルファベットを使用し、姓と名の間を黒点で分け、M・ジョーンズなどというように、その黒点を中間位置に置くようにしてもよい。</p>	<p>第一部 第一章 4. 1. 2 発明者 .....</p> <p>発明者は專利局にその氏名を公開しないように請求することができる。專利出願を提出する際に、発明者の氏名の不公開を請求する場合、願書の「発明者」の欄に記載した発明者氏名の後に「(氏名を公開しない)」と明記しなければならない。氏名の不公開請求を提出した後に、審査を経て、規定に合致すると認められた場合、專利局は專利公報、專利出願単行本、專利単行本及び專利證書のいずれにも、その氏名を公開せず、相応する位置に「氏名の不公開を請求」と明記しなければならない。発明者は氏名を公開するよう改めて請求することはできない。專利出願を提出した後に、発明者の氏名の不公開を請求する場合、発明者が署名又は捺印した書面声明を提出しなければならないが、專利出願が公開準備を<b>終えた段階に入った</b>後に当該請求を出した場合、請求を提出していないとみなし、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。外国発明者の中国語の氏名訳においては、外国語の短縮アルファベットを使用し、姓と名の間を黒点で分け、M・ジョーンズなどというように、その黒点を中間位置に置くようにしてもよい。</p>
<p>第一部 第一章 4. 1. 4 連絡者</p> <p>出願人が事業体であり、かつ專利代理機構に委任していない場合、連絡者を記入しなければならない。連絡者は当該事業体の代わりに專利局から送付された書簡を受領する者である。連絡者は当該事業体の勤務者でなければならないが、必要に応じて、審査官は出願人に証明の提示を要求することができる。出願人が個人で、かつ他人が代わりに專利局からの書簡を受領する必要がある場合も、連絡者を記入することができる。連絡者は一人しか記入することができない。連絡者を記入</p>	<p>第一部 第一章 4. 1. 4 連絡者</p> <p>出願人が事業体であり、かつ專利代理機構に委任していない場合、<del>連絡者を記入しなければならない。</del><b>連絡者は当該事業体の代わりに專利局から送付された通知書を受領する者である。</b><del>連絡者は当該機構の勤務者でなければならないが、必要に応じて、審査官は出願人に証明書の提示を要求することができる。</del><b>請求書において、連絡者を指定し、連絡者が当該事業体の勤務者であることを証明する資料を提供しなければならない。</b>出願人が個人で、かつ他人が代わりに專利局からの書簡を</p>



<p>する場合、連絡者の住所、郵便番号、電話番号もあわせて記入する必要がある。</p>	<p>受領する必要がある場合も、連絡者を記入することができる。連絡者は一人しか記入することができない。連絡者を記入する場合、連絡者の住所、郵便番号、電話番号もあわせて記入する必要がある。</p>
<p><b>第一部 第一章</b> <b>4. 1. 5 代表者</b> 出願人が2名以上であり、かつ専利代理機構に委任していない場合、本指南に別途規定がある場合或いは願書に別途声明がある場合を除き、第一署名出願人を代表者とする。願書に別途声明がある場合、声明の代表者は出願人のうちの1人でなければならない。共有権利に直接関わる手続を除いて、代表者は出願人全員を代表して、専利局におけるその他の手続を行うことができる。共有権利に直接関わる手続は、専利出願の提出、専利代理の委任、専利出願権・優先権又は専利権の譲渡、専利出願の取下げ、優先権主張の取下げ、専利権の放棄などを含む。共有権利に直接関わる手続は権利者全員が署名又は捺印しなければならない。</p>	<p><b>第一部 第一章</b> <b>4. 1. 5 代表者</b> 出願人が2名以上であり、かつ専利代理機構に委任していない場合、本指南に別途規定がある場合或いは願書に別途声明がある場合を除き、第一署名出願人を代表者とする。願書に別途声明がある場合、声明の代表者は出願人のうちの1人でなければならない。<b>電子出願の提出者は代表者とみなされる。</b>共有権利に直接関わる手続を除いて、代表者は出願人全員を代表して、専利局におけるその他の手続を行うことができる。共有権利に直接関わる手続は、専利出願の提出、専利代理の委任、専利出願権・優先権又は専利権の譲渡、専利出願の取下げ、優先権主張の取下げ、専利権の放棄などを含む。共有権利に直接関わる手続は権利者全員が署名又は捺印しなければならない。</p>
<p><b>第一部 第一章</b></p>	<p><b>第一部 第一章</b> <b>4. 7 先願書類を援用する方式での出願書類の補足提出</b> <b>4. 7. 1 先願書類を援用する方式で、漏れた請求の範囲或いは明細書を補足提出する</b> 出願人が専利法実施細則第四十五条の規定に基づき、先願書類を援用する方式で、漏れた請求の範囲或いは明細書を補足提出した場合、最初の専利出願提出時に先願の優先権を主張し、援用による追加声明を提出し、かつ専利出願提出日から2ヶ月以内或いは国务院専利行政部門が指定した期限内に、援用による追加の確認声明を提出し、関連書類を補足提出しなければならない。形式審査において、審査官は以下の内容を審査しなければならない。 (1) 援用による追加の確認声明に明記された先願の出願番号は、願書に記入された先願の出願番号と一致しなければならない。補足提出した出願書類の内容の先願書類における位置(副本が外国語の場合、その中国語訳を指す)を説明しなければならない。</p>



(2) 補足提出する出願書類の内容には、先願書類の副本とその中国語訳を含まなければならない。

(3) 願書で外国の優先権を主張する場合、元の受理機関が発行した先願書類の副本を提出するとともに、その副本の中国語訳を提出しなければならない。自国の優先権を主張し、かつ先願の出願番号と出願日を明記した場合、先願書類の副本を提出したとみなされる。

(4) 援用による追加に係わる優先権は、専利法第二十九条、実施細則第三十四条と第三十五条の規定、及び審査指南第一部分第一章南第一章第6. 2. 1節、第6. 2. 2節および第6. 2. 5節の規定に符合しなければならない。実施細則第三十六条と第三十七条の規定に属する場合、実施細則第四十五条の規定は適用されない。

第(1)または第(3)項の規定に符合しない場合、審査官は手続補正通知書を発行しなければならない。期限満了までに応答しなかった場合、または補正しても規定に符合しない場合、審査官は当該専利出願受理の取消通知書を発行して、援用による追加声明が提出されていないと見なし、案件のクローズ処理を行わなければならない。第(4)項の規定に符合しない場合、審査官は専利出願受理の取消通知書を発行して、援用による追加声明が提出されていないと見なし、案件のクローズ処理を行わなければならない。第(2)項の規定に符合しない場合、審査官は手続補正通知書を発行しなければならない。期限満了までに応答しなかった場合、専利出願受理の取消通知書を発行しなければならない。援用による追加声明が提出されていないと見なし、案件のクローズ処理を行わなければならない。補正後に補足提出された出願書類の内容が先願書類の副本とその中国語訳に含まれておらず、かつ、第(1)、第(3)、第(4)項の規定に符合している場合、審査官は出願日再確定通知書を発行し、請求の範囲または明細書を補足提出した日を出願日としなければならない。

**第一部 第一章**

**4. 7. 2 先願書類を援用する方式で、誤って提**



**出した請求の範囲、明細書或いは欠けている或いは誤って提出した請求の範囲、明細書の一部の内容を補足提出する**

専利法実施細則第四十五条の規定に基づき、専利出願において、請求の範囲、明細書の一部の内容が欠けている場合、或いは誤って請求の範囲、明細書或いはその一部の内容を提出した場合、先願書類を援用する方式で、欠けている部分或いは正しい部分を補足提出し、出願日を留保することができる。

出願人は提出日に先願の優先権を主張し、先願書類を援用する方式で請求の範囲、明細書或いはその一部の内容を補足した場合、最初の専利出願提出時に、援用による追加声明を提出し、専利出願提出日から2ヶ月以内或いは国务院專利行政部門が指定した期限内に、援用による追加の確認声明を提出し、関連書類を補足提出しなければならない。専利出願に対し、補正通知書が発行され、出願書類に欠陥があると指摘された場合、出願人は指定された期限内に、援用による追加の確認声明を提出し、先願書類を援用する方式で、欠陥を克服することができる。提出日に優先権を主張しない、或いは規定された期限内に援用による追加声明及び援用による追加の確認声明を提出しなかった場合、審査官は援用による追加声明に対して未提出とみなす通知書を発行しなければならない。

先願を援用する方式で出願書類を補足提出する場合、さらに以下の要求を満たす必要がある。

(1) 援用による追加の確認声明には、援用した先願の出願番号を明記し、補足提出する出願書類の内容の先願書類の副本（副本が外国語の場合、その中国語訳を指す）における位置を説明しなければならない。

(2) 出願書類の補正差し替えページを提出する。

(3) 補足提出する出願書類の内容は、先願書類の副本とその中国語訳に含まなければならない。

(4) 願書において外国の優先権を主張する場合、元の受理機関が発行した先願書類の副本を提出するとともに、先願書類の副本の中国語訳を提出しなければならない。自国の優先権を主張し、かつ先願の出願番号と出願日を明記した場合、先願書類の副本を提出し



	<p>たとみなされる。</p> <p>(5) 援用による追加に係わる優先権は専利法第二十九条、実施細則第三十四条と第三十五条の規定、および審査指南第一部第一章第6.2.1節、第6.2.2節および第6.2.5節の規定に符合しなければならない。実施細則第三十六条と第三十七条の規定に属する場合、実施細則第四十五条の規定は適用されない。</p> <p>第(1)、(2)或いは(4)項の規定に符合しない場合、審査官は手続補正通知書を発行しなければならない。期限内に応答がない或いは補正後も規定に符合しない場合、審査官は援用による追加声明に対して未提出とみなす通知書を発行しなければならない。第(5)項の規定に符合しない場合、審査官は援用による追加声明に対して未提出とみなす通知書を発行しなければならない。第(3)項の規定に符合しない場合、審査官は手続補正通知書を発行しなければならない。期限内に応答がない場合、審査官は援用による追加声明に対して未提出とみなす通知書を発行しなければならない。補正後に補足提出した出願書類の内容が先願書類の副本とその中国語訳に含まれておらず、かつ、(1)、(2)、(4)および(5)項の規定に符合する場合、審査官は出願日再確定通知書を発行し、請求の範囲、明細書或いはその一部の内容を補足提出した日を出願日としなければならない。</p> <p><b>4.7.3 援用による追加の適用除外</b></p> <p>分割出願は専利法実施細則第四十五条の規定を適用しない。</p> <p>専利法実施細則第六条第二款は出願人が専利法実施細則第四十五条に規定される期限を遅らせた場合には適用されない。</p>
<p>第一部 第一章</p>	<p><b>第一部 第一章</b></p> <p><b>6.2.3 優先権主張の追加または訂正</b></p> <p>専利法実施細則第三十七条の規定に基づき、出願人は優先権を主張した場合、優先権主張日から16ヶ月以内、または出願日から4ヶ月以内、国务院專利行政部門が公開準備を整える前に、優先権主張の追加または訂正を要求することができる。</p> <p>出願人は優先権主張の追加または訂正を要求する場</p>



合、出願を提出する際に優先権を主張し、かつ規定された期限内に優先権主張の追加または訂正要求書を提出しなければならない。優先権主張の追加を要求する場合、優先権主張費用も同時に納付しなければならない。出願を提出する際に優先権を主張しない、又は規定された期限内に要求を提出しなかった場合、又は期限が満了しても優先権主張費用を納付していない又は満額を支払わなかった場合、当該要求は未提出とみなされる。

優先権主張の追加又は訂正要求書には、先願の出願日、出願番号と元の受理機関名を明記しなければならない。先願の出願日、出願番号および元の受理機構名の中の一つ又は二つが明記していない又は間違っていて記載され、出願人が規定の期限内に先願書類の副本を提出した場合、審査官は手続き補正通知書を発行しなければならない。期限が満了しても応答がない、或いは補正をしても規定に符合しない場合、審査官は未提出と見なす通知書を発行しなければならない。

優先権主張の追加又は訂正要求が規定に符合し、当該優先権主張声明が規定に符合しているとみなされた場合、審査官は本章第6. 2. 1節、第6. 2. 2節のその他の規定に従って優先権主張を審査しなければならない。

実施細則第三十六条の規定に属する場合、実施細則第三十七条の規定は適用されない。

専利法実施細則第六条第二款は出願人が専利法実施細則第三十七条に規定される期限を遅らせた場合は適用されない。

第一部 第一章

6. 2. 5 優先権主張の回復

.....

前述の状況以外に、その他の原因により、優先権を主張していないものと見なされた場合は、回復しないものとする。例えば、専利出願の提出時に、願書において声明を提出していないため、優先権を主張していないものと見なされた場合、優先権主張の権利は回復しないものとする。

第一部 第一章

6. 2. ~~5~~6 優先権主張の回復

6. 2. 6. 1 専利法実施細則第六条に基づいた回復

.....

前述の状況以外に、その他の原因により、優先権を主張していないものと見なされた場合は、回復しないものとする。例えば、~~専利出願の提出時に、願書において声明を提出していないため、先願の主題が専利権付与され、自国の優先権を主張していないものと見な~~



	<p>された場合、優先権主張の権利は回復しないものとする。</p> <p><b>6. 2. 6. 2 専利法実施細則第三十六条に基づいた回復</b></p> <p>専利法実施細則第三十六条の規定に基づき、後願がその先願の出願日から12ヶ月の期限満了後に提出された場合、国务院専利行政部門が公開準備を整える前に出願人は期限満了日から起算して2ヶ月以内に優先権の回復を請求することができる。</p> <p>出願人は優先権の回復を請求する場合、優先権回復請求書を提出し、理由を説明し、権利回復請求費用、優先権主張費用を納付し、同時に他の必要な手続き、例えば、先願書類の副本、優先権譲渡証明書類などを提出しなければならない。規定に符合した場合、優先権は回復され、審査官は権利回復請求承認通知書を発行しなければならない。規定に符合しない場合、審査官は権利回復請求承認通知書を発行し、回復しない理由を説明しなければならない。</p> <p>実施細則第三十七条に規定された状況に属するものは、実施細則第三十六の規定に適用されない。</p> <p>専利法実施細則第六条第一款、第二款は、出願人が専利法実施細則第三十六条の規定を遅らせた場合は適用されない。</p>
<p><b>第一部 第一章</b></p> <p><b>6. 5 早期公開声明</b></p> <p>早期公開声明は発明専利出願のみに適用する。</p> <p>出願人は早期公開声明の提出に当たっては、如何なる条件も付けてはならない。</p> <p>早期公開声明が規定に符合しない場合、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。規定に符合する場合、専利出願の形式審査を合格した後、直ちに公開の準備に移行する。公開の準備に移行した後、出願人が早期公開声明の取り下げを要求する場合、当該請求は提出していないものと見なされ、出願書類は通常どおり公開される。</p>	<p><b>第一部 第一章</b></p> <p><b>6. 5 早期公開声明</b></p> <p>早期公開声明は発明専利出願のみに適用する。</p> <p>出願人は早期公開声明の提出に当たっては、如何なる条件も付けてはならない。</p> <p>早期公開声明が規定に符合しない場合、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。規定に符合する場合、専利出願の形式審査を合格した後、直ちに公開の準備に移行する。公開の準備が整ったに<b>移行した</b>後、出願人が早期公開声明の取り下げを要求する場合、当該請求は提出していないものと見なされ、出願書類は通常どおり公開される。</p>
<p><b>第一部 第一章</b></p> <p><b>6. 6 専利出願の取下げ声明</b></p> <p>.....</p>	<p><b>第一部 第一章</b></p> <p><b>6. 6 専利出願の取下げ声明</b></p> <p>.....</p>



<p>専利出願の取り下げ声明が専利出願が公開準備に移行した後に提出された場合、出願書類は通常どおり公開又は公告されるが、審査手続は終止する。</p>	<p>専利出願の取り下げ声明が専利出願の公開準備が<b>整ったに移行した</b>後に提出された場合、出願書類は通常どおり公開又は公告されるが、審査手続は終止する。</p>
<p><b>第一部 第一章</b> <b>6. 7. 2. 3 発明者の変更</b> ..... (2) 発明者の記入漏れ又は誤記により、変更請求を提出する場合、出願人（又は専利権者）全員と変更前の発明者全員が署名又は捺印した証明書類を提出しなければならない。 .....</p>	<p><b>第一部 第一章</b> <b>6. 7. 2. 3 発明者の変更</b> ..... <del>(2)</del><b>(3)</b> 発明者の記入漏れ又は誤記により、変更請求を提出する場合、<b>受理通知書を受領した日から1ヶ月以内に提出し</b>、出願人（又は専利権者）全員と変更前後の発明者全員が署名又は捺印した証明書類を提出しなければならない<b>、その中で変更理由を明記するとともに、専利法実施細則第十四条の規定に従って変更後の発明者が本発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をしている全員であることを確認したことを声明しなければならない。</b> .....</p>
	<p><b>第一部 第一章</b> <b>6. 7. 5 誠実信用原則</b> 誠実信用原則を違反する関連手続に対して、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。</p>
	<p><b>第一部 第二章</b> <b>7. 6 先願書類を援用する方式で出願書類を補足提出する</b> 本部分第一章第4. 7節の規定を適用する。 そのうち、先願書類を援用する方式で漏れた明細書の図面を補足提出する場合は、本部分第一章第4. 7. 1節の規定を適用する。先願書類を援用する方式で誤って提出した明細書の図面、或いは漏れた又は誤って提出した一部の明細書の図面を補足提出する場合は、本部分第一章第4. 7. 2節の規定を適用する。</p>
<p><b>第一部 第三章</b> <b>6. 1. 1 法律違反</b> 法律違反とは、意匠専利出願の内容が全国人民代表大会又は全国人民代表大会常務委員会が立法手続に基づいて制定・公布した法律に違反することをいう。 例えば、人民元の図案が付されたシーツの意匠は、「中国人民銀行法」に違反するため、専利権を付与できない。</p>	<p><b>第一部 第三章</b> <b>6. 1. 1 法律違反</b> 法律違反とは、意匠専利出願の内容が全国人民代表大会又は全国人民代表大会常務委員会が立法手続に基づいて制定・公布した法律に違反することをいう。 例えば、「<b>中華人民共和国刑法</b>」「<b>中華人民共和国治安管理処罰法</b>」により、<b>賭博、麻薬使用などの関連行為は禁止されており、賭博施設、麻薬使用器具の意匠</b></p>





	<p>は法律違反の意匠に属し、専利権を付与できない。人民元の図案が付されたシーツの意匠は、「中華人民共和国 中国人民銀行法」に違反するため、専利権を付与できない。中国の国旗、国章を含む意匠は、「中華人民共和国国旗法」「中華人民共和国国章法」に違反するため、専利権を付与できない。</p>
<p><b>第一部 第三章</b> <b>6. 1. 3 公共利益に反する場合</b></p> <p>公共利益に反するとは、意匠の実施や使用により公衆或いは社会に危害を加えるか、若しくは国と社会における正常な秩序に影響を与えるものをいう。</p> <p>専利出願における意匠の文字或いは図案が、国の重大な政治事件、経済事件、文化事件又は宗教信仰に係わっており、公共利益に反したり、又は公衆の感情若しくは民族的感情を傷付けたり、又は封建迷信を宣伝したり、不良な政治影響を引き起こした場合、当該専利出願は専利権を付与できない。</p> <p>著名な建造物（天安門など）及び指導者の肖像などを内容とする意匠は専利権を付与できない。</p> <p>中国の国旗、国章を図案の内容とする意匠は専利権を付与できない。</p>	<p><b>第一部 第三章</b> <b>6. 1. 3 公共利益に反する場合</b></p> <p>公共利益に反するとは、意匠の実施や使用により公衆或いは社会に危害を加えるか、若しくは国と社会における正常な秩序に影響を与えるものを言う。</p> <p><del>専利出願における意匠の文字或いは図案が、</del>政党の象徴と標識、国の重大な政治事件に係るもの、<del>公衆の感情若しくは民族的感情を傷付けるもの、封建迷信を宣伝する意匠は、</del>専利権を付与できない。国の重大な経済事件、文化事件又は宗教信仰に係わっており、公共利益に反する意匠は<del>したり、又は公衆の感情若しくは民族的感情を傷付けたり、又は封建迷信を宣伝したり、不良な政治影響を引き起こした場合、当該専利出願は</del>専利権を付与できない。</p> <p>天安門などの著名な建造物<del>又は（天安門など）及び</del>指導者の肖像<del>などを内容を</del>含むとする意匠は専利権を付与できない。</p> <p><del>中国の国旗、国章を図案の内容とする意匠は専利権が付与されない。</del></p>
<p><b>第一部 第三章</b> <b>7. 4 意匠専利権を付与しない場合</b></p> <p>専利法第二条第四款の規定に基づき、以下の項目は意匠専利権を付与しない状況に該当する。</p> <p>(1) 特定の地理的条件によって決まるもので、繰り返して再現することのできない固定した建造物、橋の設計など。例えば、特定の山、河川を含む山水別荘。</p> <p>(2) 気体、液体及び粉末状など固定した形状のない物質を含むため、形状、図案、色彩などが固定されない製品。</p> <p>(3) 分割できず、又は単独で販売できず、単独では使用できない製品の部分的な設計。例えば、靴下のかかと、ブリム、コップの取っ手など。</p>	<p><b>第一部 第三章</b> <b>7. 4 意匠専利権を付与しない場合</b></p> <p>専利法第二条第四款の規定に基づき、以下の項目は意匠専利権を付与しない状況に該当する。</p> <p>(1) 特定の地理的条件によって決まるもので、繰り返して再現することのできない固定した建造物、橋の設計など。例えば、特定の山、河川を含む山水別荘。</p> <p>(2) 気体、液体及び粉末状など固定した形状のない物質を含むため、形状、図案、色彩などが固定されない製品。</p> <p><del>（3）分割できず、又は単独で販売できず、単独では使用できない製品の部分的な設計。例えば、靴下のかかと、ブリム、コップの取っ手など。</del></p>



(4) 複数の異なる特定の形状又は図案の部材から成る製品の場合で、部材自体が単独で販売できず、単独で使用できない場合、当該部材は意匠専利の保護客体に該当しない。例えば、形状の異なるパーツからなるジグソーパズルは、すべてのパーツを一件の意匠として出願する場合に限り、意匠専利の保護客体に該当する。

(5) 視覚に作用せず、又は肉眼では確認しにくく、特定の工具を使わないと、その形状、図案、色彩を見分けられないような製品。例えば、紫外線ランプで照射されないと図案が現れない製品など。

(6) 保護を求める意匠が製品そのものの通常の形態ではない、例えばハンカチを動物の形にした意匠など。

(7) 自然物の本来の形状、図案、色彩を主体とする設計。通常は、2つの状況を指し、一つは自然物そのもの、もう一つは自然物のシミュレーション設計である。

(8) 単なる美術、書道、撮影などのカテゴリーに属する作品。

(9) その製品が所属する分野では見慣れている幾何形状及び図案からなる意匠。

(10) 文字、数字の発音、語義は意匠の保護内容に該当しない。

(11) ゲームのインターフェイスやインタラクティブに関係のないディスプレイ装置に表示される模様。例えば、電子スクリーンの壁紙、電源を入れるか切る際の画面、マンマシンインタラクションとは関係のないウェブサイトのページの文字組みなど。

~~(4-3)~~ 複数の異なる特定の形状又は図案の部材から成る製品の場合で、部材自体が単独で販売できず、単独で使用できない場合、当該部材は意匠専利の保護客体に該当しない。例えば、形状の異なるパーツからなるジグソーパズルは、すべてのパーツを一件の意匠として出願する場合に限り、意匠専利の保護客体に該当する。

~~(5-4)~~ 視覚に作用せず、又は肉眼では確認しにくく、特定の工具を使わないと、その形状、図案、色彩を見分けられないような製品。例えば、紫外線ランプで照射されないと図案が現れない製品など。

~~(6)~~ 保護を求める意匠が製品そのものの通常の形態ではない、例えばハンカチを動物の形にした意匠など。

~~(7-5)~~ 自然物の本来の形状、図案、色彩を主体とする設計。通常は、2つの状況を指し、一つは自然物そのもの、もう一つは自然物のシミュレーション設計である。

~~(8-6)~~ 単なる美術、書道、撮影などのカテゴリーに属する作品。

~~(9-7)~~ その製品が所属する分野では見慣れている幾何形状及び図案からなる意匠。

~~(10-8)~~ 文字、数字の発音、語義は意匠の保護内容に該当しない。

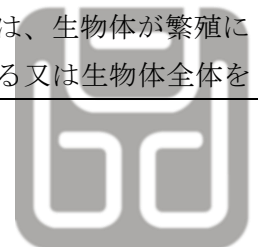
~~(11-9)~~ ゲームのインターフェイスやインタラクティブに関係のないディスプレイ装置に表示される模様。例えば、電子スクリーンの壁紙、電源を入れるか切る際の画面、マンマシンインタラクションとは関係のないウェブサイトのページの文字組みなど。

(10) 製品において相対的に独立した領域を形成したり相対的に完全なデザインユニットを構成することができない部分的な設計。例えば、コップの取っ手の一本の折り曲げ線、任意に切り取ったメガネのレンズの不規則な部分など。

(11) 専利保護を要求する部分意匠が製品表面の図案若しくは図案と色彩を組み合わせただけの設計。例えば、バイクの表面の図案など。



<p>専利法第三十一条第二款に基づき、同一製品における二つ以上の類似意匠は、一件の出願として提出することができる。</p> <p>一件の意匠専利出願における類似意匠は10個を超えてはならない。10個を超える場合、審査官は審査意見通知書を送付しなければならない。出願人が訂正をしても欠陥が克服されない場合、当該専利出願は拒絶される。</p>	<p>専利法第三十一条第二款に基づき、同一製品における二つ以上の類似意匠は、一件の出願として提出することができる。</p> <p><b>同一製品の全体の設計とそのいかなる部分的な設計も一件の出願として提出することはできない。</b></p> <p>一件の意匠専利出願における類似意匠は10個を超えてはならない。10個を超える場合、審査官は審査意見通知書を送付しなければならない。出願人が訂正をしても欠陥が克服されない場合、当該専利出願は拒絶される。</p>
<p><b>第二部 第一章</b></p> <p><b>3. 1. 3 公共利益に反する発明創造</b></p> <p>.....</p> <p>専利出願の文字或いは図形が国の重大な政治事件又は宗教事件に係るもの、公衆の感情又は民族的感情を傷付けるもの或いは封建迷信を宣伝するものである場合、専利権を付与できない。</p> <p>.....</p>	<p><b>第二部 第一章</b></p> <p><b>3. 1. 3 公共利益に反する発明創造</b></p> <p>.....</p> <p><b>専利出願の文字或いは図形が政党の象徴と標識、国の重大な政治事件に係るもの、公衆の感情若しくは民族的感情を傷付けるもの、封建迷信を宣伝する発明創造は、専利権を付与できない。国の重大な経済事件、文化事件又は宗教事件に係っており、公共利益に反する発明創造は、公衆の感情又は民族的感情を傷付けるもの、若しくは封建迷信を宣伝するものは、</b>専利権を付与できない。</p> <p>.....</p>
<p><b>第二部 第一章</b></p> <p><b>3. 2 専利法第五条第二款に基づき専利権を付与しない発明創造</b></p> <p>専利法第五条第二款に基づき、法律や行政法規に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成された発明創造に対しては、専利権を付与しない。</p> <p>専利法実施細則第二十六条第一款に基づき、専利法にいう遺伝資源とは、人体、動物、植物又は微生物など遺伝機能単位を含み、実際または潜在的価値を有する材料をいう。専利法にいう遺伝資源に依存して完成した発明創造とは、遺伝資源の遺伝機能を利用して完成した発明創造のことをいう。</p> <p>上述の規定における遺伝機能とは、生命体が繁殖によって性状又は特徴を代々伝達する又は生命体全体を複製させる能力をいう。</p>	<p><b>第二部 第一章</b></p> <p><b>3. 2 専利法第五条第二款に基づき専利権を付与しない発明創造</b></p> <p>専利法第五条第二款に基づき、法律や行政法規に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成された発明創造に対しては、専利権を付与しない。</p> <p>専利法実施細則<b>第二十六二十九</b>条第一款に基づき、専利法に言う遺伝資源とは、人体、動物、植物又は微生物など遺伝機能単位を含み、実際または潜在的価値を有する材料<b>とこのような材料による情報</b>をいう。専利法にいう遺伝資源に依存して完成した発明創造とは、遺伝資源の遺伝機能を利用して完成した発明創造のことをいう。</p> <p>上述の規定における遺伝機能とは、生物体が繁殖によって性状又は特徴を代々伝達する又は生物体全体を</p>



遺伝功能的単位とは、生命体の遺伝子又は遺伝機能を持つDNA又はRNA断片をいう。

人体や動物、植物又は微生物などから採取され遺伝機能単位を有する材料とは、遺伝機能単位のキャリアをいい、生命体全体だけでなく、器官や組織、血液、体液、細胞、ゲノム、遺伝子、DNA若しくはRNA断片など生命体のある部分も含む。

遺伝資源の遺伝機能を利用した発明創造とは、発明創造を完成させて、当該遺伝資源の価値を実現させるために、遺伝機能単位に対して分離や分析、処理などを行うことをいう。

法律、行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し又は利用するとは、遺伝資源の獲得又は利用に際して、中国の関連法律や行政法規の規定に基づいて、事前に関連の行政管轄部門による承認又は関連権利者による承諾を取得していないことをいう。例えば、「中華人民共和国牧畜法」および「中華人民共和国禽畜遺伝資源入出国と対外的合作・研究利用の審査・承認弁法」の規定によると、中国禽畜遺伝資源保護名鑑に掲載された禽畜遺伝資源を外国に輸出する場合、関連する審査承認手続きを行わなければならない。ある発明創造の完成が中国から国外に輸出された中国畜類遺伝資源保護リストに登録されたある畜類遺伝資源に依存しており、審査承認手続きを行っていない場合、当該発明創造は特許権を付与しない。

複製させる能力をいう。

遺伝功能的単位とは、生命体の遺伝子又は遺伝機能を持つDNA又はRNA断片をいう。

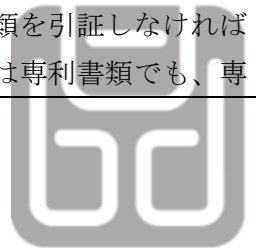
人体や動物、植物又は微生物などから採取され遺伝機能単位を有する材料とは、遺伝機能単位のキャリアをいい、生命体全体だけでなく、器官や組織、血液、体液、細胞、ゲノム、遺伝子、DNA若しくはRNA断片など生命体のある部分も含む。

遺伝資源の遺伝機能を利用した発明創造とは、発明創造を完成させて、当該遺伝資源の価値を実現させるために、遺伝機能単位に対して分離や分析、処理などを行い又は遺伝機能単位による遺伝情報を分析および利用することをいう。

法律、行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し又は利用するとは、遺伝資源の獲得或いは利用に際して、法律と行政法規の禁止的規定に違反し、又は中国の関連法律や行政法規の規定に基づいて、事前に関連の行政管轄部門による承認若しくは関連権利者による承諾を取得していないことをいう。例えば、「中華人民共和国牧畜法」および「中華人民共和国禽畜遺伝資源入出国と対外的合作・研究利用の審査・承認弁法」の規定によると、中国禽畜遺伝資源保護名鑑に掲載された禽畜遺伝資源を外国に輸出する場合、関連する審査承認手続きを行わなければならない。ある発明創造の完成が中国から国外に輸出された中国畜類遺伝資源保護リストに登録されたある畜類遺伝資源に依存しており、審査承認手続きを行っていない場合、当該発明創造は特許権を付与しない。また、例えば、「中華人民共和国生物安定法」および「中華人民共和国人類遺伝資源管理条例」に基づくと、中国人類遺伝資源情報を外国組織へ提供又は開放使用する場合、事前に国务院科学技术行政部門に報告し、情報のバックアップを提出しなければならない。中国の公衆の健康、国家安全と社会公共利益に影響を与える可能性がある場合、さらに、安全審査に合格しなければならない。ある発明創造の完成が外国組織に提供された中国人類遺伝資源情報に依存しており、関連手続きを行っていない場合、その発明創造は専利権を付与しない。



<p><b>4. 3. 1. 2 診断方法に属さない発明</b></p> <p>以下に挙げられる方法は診断方法に属さない例である。</p> <p>(1) 死亡した人体や動物体において実施される病理解剖方法、</p> <p>(2) 直接的な目的が、診断結果や健康状態を得ることではなく、命を有する人体や動物体から中間的な結果としての情報を得るだけの方法や、その情報(体型パラメータ、生理パラメータ、その他のパラメータ)を処理するだけの方法である場合。</p> <p>(3) 直接的な目的が、診断結果や健康状態を得ることではなく、人体や動物体から離脱した組織、体液、排泄物を処理又は検査して中間結果としての情報を得るだけの方法や、当該情報を処理するだけの方法である場合。</p>	<p><b>4. 3. 1. 2 診断方法に属さない発明</b></p> <p>以下に挙げられる方法は診断方法に属さない例である。</p> <p>(1) 死亡した人体や動物体において実施される病理解剖方法、</p> <p>(2) 直接的な目的が、診断結果や健康状態を得ることではなく (i) 命を有する人体や動物体から中間的な結果としての情報を得るだけの方法や、その情報(体型パラメータ、生理パラメータ、その他のパラメータ)を処理するだけの方法である場合、<del>(3) 診断結果又は健康状況の獲得でなく、又は (ii) 人体や動物体から離脱した組織、体液、排泄物を処理又は検査して中間結果としての情報を得るだけの方法や、当該情報を処理するだけの方法である場合。</del></p>
<p>前記(2)と(3)について説明する必要があるのは、従来技術における医学的知識及び当該専出願が開示している内容に基づいて得られる情報自体から、疾病の診断結果又は健康状況を直接得られない場合に限り、これらの情報は中間結果と認められる。</p>	<p><del>(4) 直接的な目的が、診断結果又は健康状態を得ることではなく、コンピュータなどの情報処理能力を有する装置が実施する中間結果を得ることだけである情報処理方法。</del></p> <p>前記(2)、(3)と(4)について説明する必要があるのは、従来技術における医学的知識及び当該専出願が開示している内容に基づいて得られる情報自体から、疾病の診断結果又は健康状況を直接得られない場合に限り、これらの情報は中間結果と認められる。</p> <p>(3) 全ての手順をコンピュータなどの装置で実施する情報処理方法であって、その直接的な目的が診断結果又は健康状態を得ることではない。</p>
<p><b>第二部 第二章</b></p> <p><b>2. 2. 3 背景技術</b></p> <p>発明又は実用新案の明細書の背景技術部分には発明又は実用新案の理解、調査、審査に有用な背景技術を明記し、且つこれらの背景技術を反映した文献を可能な限り引証しなければならない。特に発明又は実用新案の請求の範囲における独立請求項の前提部分の技術的特徴を含む従来技術書類、すなわち発明又は実用新案専出願に最も近い従来技術書類を引証しなければならない。明細書で引証する書類は専利書類でも、専</p>	<p><b>第二部 第二章</b></p> <p><b>2. 2. 3 背景技術</b></p> <p>発明又は実用新案の明細書の背景技術部分には発明又は実用新案の理解、調査、審査に有用な背景技術を明記し、且つこれらの背景技術を反映した文献を可能な限り引証しなければならない。特に発明又は実用新案の請求の範囲における独立請求項の前提部分の技術的特徴を含む従来技術書類、すなわち発明又は実用新案専出願に最も近い従来技術書類を引証しなければならない。明細書で引証する書類は専利書類でも、専</p>



<p>利以外の書類でもよく、例えば、刊行物、雑誌、マニュアル、書籍などであってもよい。專利書類を引証する場合、少なくとも專利書類の国や、公開番号を明記すべきである。公開日を含まれることが望ましい。專利書類以外のものを引証する場合、これらの書類の表題と詳細な出所を明記しなければならない。</p> <p>.....</p>	<p>利以外の書類でもよく、例えば、刊行物、雑誌、マニュアル、書籍などであってもよい。專利書類を引証する場合、少なくとも專利書類の国や、公開番号 <b>又は出願番号</b>を明記すべきである。公開日 <b>又は出願日</b>を含まれることが望ましい。專利書類以外のものを引証する場合、これらの書類の表題と詳細な出所を明記しなければならない。</p> <p>.....</p>
<p><b>第二部 第八章</b></p> <p><b>8. 前置審査及び復審後の審査の継続</b></p> <p>專利法実施細則六十二条の規定に基づき、審査官は、專利復審委員会から転送された復審請求書について前置審査を行ない、転送された包袋の受領日から1ヶ月以内に、前置審査意見書を作成しなければならない。当該前置審査意見書は包袋とともに專利復審委員会に転送され、專利復審委員会が復審決定を下す。前置審査の要求については、本指南第四部分第二章第3節の規定を適用する。</p> <p>專利復審委員会が、專利局の拒絶査定を取り消す旨の復審決定を下した後、審査官は專利出願に対し継続審査を行わなければならない。継続審査の要求については、本章の規定を適用する。ただし、継続審査の過程で審査官は、同一の事実や理由、証拠により、当該復審決定意見と相反する拒絶査定を下してはならない（本指南第四部分第二章第7節を参照）。</p>	<p><b>第二部 第八章</b></p> <p><b>8. 前置審査及び復審後の審査の継続</b></p> <p><del>專利法実施細則六十二条の規定に基づき、</del>審査官は、<del>專利復審委員会から</del>転送された復審請求書について前置審査を行ない、<del>転送された包袋の受領日から1ヶ月以内に、</del>前置審査意見書を出さなければならない。当<b>該前置審査意見書は包袋とともに專利復審委員会に転送され、專利復審委員会が復審決定を下す。</b>前置審査の要求については、本指南第四部分第二章第3節の規定を適用する。</p> <p><b>專利復審委員会復審・無効審理部が、專利局の</b>拒絶査定を取り消す旨の復審決定を下した後、審査官は專利出願に対し継続審査を行わなければならない。継続審査の要求については、本章の規定を適用する。ただし、継続審査の過程で審査官は、同一の事実や理由、証拠により、当該復審決定意見と相反する拒絶査定を下してはならない（本指南第四部分第二章第7節を参照）。</p>
<p><b>第二部 第十章</b></p> <p><b>9. 2. 3 ヌクレオチド又はアミノ酸配列表</b></p> <p>(1) 発明が10個又はそれ以上のヌクレオチドからなるヌクレオチド配列、或いは4個又はそれ以上のL-アミノ酸からなる蛋白質又はペプチドのアミノ酸配列に係わる場合、国家知識産権局が公布した「ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表と配列表電子ファイルの基準」に基づいて作成した配列表を提出しなければならない。</p> <p>.....</p>	<p><b>第二部 第十章</b></p> <p><b>9. 2. 3 ヌクレオチド又はアミノ酸配列表</b></p> <p>(1) 発明が10個又はそれ以上のヌクレオチドからなるヌクレオチド配列、或いは4個又はそれ以上のL-アミノ酸からなる蛋白質又はペプチドのアミノ酸配列に係わる場合、国家知識産権局の<b>規定にするが公布した「ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表と配列表電子ファイルの基準」</b>に基づいて作成した配列表の電子ファイルを提出しなければならない。</p> <p>.....</p>
<p><b>第三部 第一章</b></p> <p><b>2. 2. 2 国内段階移行が遅れた場合の手続</b></p>	<p><b>第三部 第一章</b></p> <p><b>2. 2. 2 国内段階移行が遅れた場合の手続</b></p>



出願人が、専利法実施細則第三百三条に規定された期限内に国内段階移行手続を行っていない、又はすでに国内段階移行手続を行ったものの、専利法実施細則第四百一条第一款（一）項から（三）項の規定に符合しない場合、専利法実施細則百五条第一款（二）項及び（三）項の規定に基づき、当該国際出願は中国での効力が終了し、審査官は国際出願が中国国内に移行できない旨の通知書を発行し、当該国際出願の国内段階移行手続を受け入れない旨を出願人に通知しなければならない。

出願人が、専利法実施細則百三条で規定された期限内に行った国内段階移行手続が規定に符合しない場合、審査官は国内段階移行手続に欠陥があり、受け入れない旨を出願人に通知しなければならない。出願人が所定期限の満了前に再度国内段階移行手続を行い、かつ前述の欠陥を克服した場合、当該国際出願は中国で依然として効力を有する。

専利法実施細則百三条で規定された期限に遅延したことによって、国際出願の中国での効力が終了となり、出願人が専利法実施細則第六条第二款に基づき権利回復請求をした場合、審査官は専利法実施細則百五条第二款の規定に基づき当該請求を受け入れない旨を出願人に通知しなければならない。出願人が、前記期限の遅延が不可抗力を事由とするものであることを申し立てた場合、審査官は専利法実施細則第六条第一款の規定を参照して処理しなければならない。

出願人が、専利法実施細則第三百二十条に規定された期限内に国内段階移行手続を行っていない、又はすでに国内段階移行手続を行ったものの、専利法実施細則第四百二十一条第一款（一）項から（三）項の規定に符合しない場合、専利法実施細則百五十二条第一款（二）項と（三）項の規定に基づき、当該国際出願は中国での効力が終了し、審査官は国際出願が中国国内に移行できない旨の通知書を発行し、当該国際出願の国内段階移行手続を受け入れない旨を出願人に通知しなければならない。

出願人が、専利法実施細則百三十二条で規定された期限内に行った国内段階移行手続が規定に符合しない場合、審査官は国内段階移行手続に欠陥があり、受け入れない旨を出願人に通知しなければならない。出願人が所定期限の満了前に再度国内段階移行手続を行い、かつ前述の欠陥を克服した場合、当該国際出願は中国で依然として効力を有する。

専利法実施細則第三百二十条で規定された期限に遅延したことによって、国際出願の中国での効力が終了となり、出願人が専利法実施細則第六条第二款に基づき権利回復請求をした場合、審査官は、専利法実施細則百五十二条第二款の規定に基づいて当該請求を受け入れない旨を出願人に通知しなければならない。出願人が、前記期限の遅延が不可抗力を事由とするものであることを申し立てた場合、審査官は専利法実施細則第六条第一款の規定を参照して処理しなければならない。出願人は、**専利法実施細則第二百二十条で規定された期限内に所定の費用を全額納付したものの、出願番号などの関連情報を誤って記入したことで専利法実施細則第二百二十条第一款（二）項の規定に合致しないと見なされた場合、国際出願が中国国内に移行できない旨の通知書を受領した日から1ヶ月以内に専利局に訂正を請求することができる。**

第三部 第一章

3. 2. 3 要約書の訳文及び選択図

.....

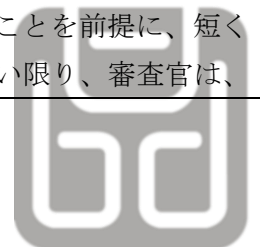
訳文は、原文の内容を変えないことを前提に、短くなければならない、余分な単語がない限り、審査官は、

第三部 第一章

3. 2. 3 要約書の訳文及び選択図

.....

訳文は、原文の内容を変えないことを前提に、短くなければならない、余分な単語がない限り、審査官は、



専利法実施細則第二十三条第二款における要約書の字数についての規定を理由として、出願人に補正を要求したり、職権に基づいて補正したりしてはならない。

国際公開に要約書がない場合も、国内段階移行時に、出願人は国際出願の最初の要約書の訳文を提出しなければならない。

国際出願に選択図がある場合、選択図の副本を提出しなければならない。選択図の副本は、国際公開時の選択図と一致しなければならない。図面に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換え、かつ改めて図面を製図し、原文を中国語に書き換えて適切な箇所に表記しなければならない。初回の公開に調査報告が含まれておらず、かつ初回に公開された国際公開文書A2と、その後公開された国際公開文書A3で使用された選択図が一致しない場合、その後公開された際の選択図に準じなければならない。

規定に符合しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。

専利法実施細則第二十三条第二款本指南第一部分第一章4.5.1節における要約書の字数についての規定を理由として、出願人に補正を要求したり、職権に基づいて補正したりしてはならない。

国際公開に要約書がない場合も、国内段階移行時に、出願人は国際出願の最初の要約書の訳文を提出しなければならない。

要約書の訳文が規定に符合しない場合、審査官は補正通知書を発行し、補正の旨を出願人に通知しなければならない。期限内に補正しなかった場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。

国際出願に選択図がある場合、移行声明において指定され選択図の副本を提出しなければならない。指定した選択図の副本は、国際公開時の選択図と一致しなければならない。~~添付図面に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換え、かつ改めて添付図面を製図し、原文を中国語に書き換えて適切な箇所に表記しなければならない。~~初回の公開に調査報告が含まれておらず、かつ初回に公開された国際公開文書A2と、その後公開された国際公開文書A3で使用された選択図が一致しない場合、その後公開された際の選択図に準じなければならない。規定に符合しない場合、審査官は補正の旨を出願人に通知してもよく、又は職権により指定し、出願人に通知してもよい。

~~規定に符合しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。~~

### 第三部 第一章

#### 5.2.5 優先権主張の回復

国際出願に国際段階において、特許協力条約実施細則第二十六条二.2の状況が発生し、国際事務局又は受理官庁により優先権主張を未提出と見なす宣告をされた場合、出願人は国内段階移行手続を行うと同時に、優先権主張の回復請求を提出することができ、かつ回復費を納付する。出願人が国際事務局に先願書類の副本を提出していない場合、回復の根拠として先願書類の副本を同時に添付しなければならない。未提出とみ

### 第三部 第一章

#### 5.2.5 優先権主張の回復

##### 5.2.5.1 専利法実施細則第二百二十八条による回復

国際出願が優先権を主張し、かつ国際出願日が優先権期間満了後2ヶ月以内であり、国際段階で受理局の承認を得て優先権を回復した場合、専利局は通常疑問を提起することはないため、国際出願が国内段階に移行される際に、出願人は再度回復手続を行う必要はない。国際段階で出願人が優先権の回復を請求してい





なされた優先権主張の関連情報が国際出願とともに公開されたことがその条件になる。国内段階移行後に提出された回復請求は考慮しないものとする。

国際出願の国内段階移行後に、以下に掲げる状況の何れかによって、優先権を主張していないと見なされた場合、専利法実施細則第六条の規定に基づき、優先権を主張する権利の回復を請求することができる。

.....

ない、又は回復請求をしたものの受理局が承認せず、出願人に正当な理由がある場合、移行日から2ヶ月以内に優先権の回復を請求することができ、優先権回復の請求書を提出し、理由を説明し、かつ権利回復の請求費、優先権主張費を納付し、国際局に先願書類の副本を提出していない場合は、先願書類の副本を同時に添付しなければならない。上述の規定に従い回復の手続きをしていない場合、審査官は優先権を主張していないと見なす通知書を発行しなければならない。

国際出願に国際段階において、特許協力条約実施細則第二十六条二、2の状況が発生し、国際事務局又は受理官庁により優先権主張を未提出と見なす宣告をされた場合、出願人は~~国内段階移行手続を行うと同時に、移行日から2ヶ月以内に権利優先権主張の回復請求回復の請求書を提出することができ、かつ優先権主張費、権利回復請求費、優先権主張費を納付する。~~出願人が国際事務局に対して先願書類の副本を提出していない場合、回復の根拠として先願書類の副本を同時に添付しなければならない。未提出とみなされた優先権主張の関連情報が国際出願とともに公開されたことがその条件になる。~~国内段階移行後に提出された回復請求は考慮しないものとする。行わ~~る~~他回復の手続きが上述の規定に符合する場合、優先権回復を許可し、審査官は権利回復請求承認通知書を発行し、規定に符合しない場合、優先権回復を許可しない。専利法実施細則第六条第一款、第二款は、出願人が専利法実施細則第二百二十八条で規定された期限を遅らせた場合は適用しない。~~

**5. 2. 5. 2 専利法実施細則第六条による回復**

本章の第5. 2. 5. 1節に別途の規定がある場合を除き、国際出願の国内段階移行後に、以下に掲げる状況の何れかによって、優先権を主張していないと見なされた場合、専利法実施細則第六条の規定に基づき、優先権を主張する権利の回復を請求することができる。

.....

第三部 第二章

3. 2 審査の根拠とする書類

第三部 第二章

3. 2 審査の根拠とする書類



• • • • •

(4) 専利法実施細則第四十四条及び/又は第四百四条に基づいて提出された補正書類。

(5) 専利法実施細則第一百十二条第二款又は第五十一条第一款に基づいて提出された補正書類。

特許協力条約第28条又は第41条に基づいて提出された補正された請求の範囲、明細書と図面は、専利法実施細則第一百十二条第二款又は第五十一条第一款に基づいて提出された補正書類と見なす。

審査の基礎となる書類は、審査の基礎についての声明で明記したものを基準とする。審査の基礎についての声明に含まれるものは、国内段階移行時に国内段階移行の書面声明（以下、移行声明という）の所定欄に明記した内容、及び国内段階移行後に所定の期限以内に補足的声明の形式により審査の基礎に対して補足的に明記した内容である。後者は前者に対する補足と補正である。

出願人が移行声明において、出願書類に援用・付加の項目や部分が含まれたことを明記し、かつ形式審査段階において当該国際出願の中国に対する出願日を改めて確定したなら、援用・付加した項目や部分は元提出された出願書類の一部でなければならない。実体審査の過程において、出願人が中国に対する出願日を補正することによって援用・付加の項目や部分を保留することは認められない。

国際段階の補正書類について、国内段階移行時に審査の基礎とすることが明記されていないか、又は明記したものの、規定に基づいた中国語訳文を提出していない場合、実体審査の基礎としない。

また、出願人は国際出願の国内段階移行後に実体審査請求を提出する際、又は専利局からの発明専利出願の実体審査段階移行通知書を受領した日から3ヶ月以内に、専利法実施細則第五十一条第一款の規定に基づき出願書類を補正することができる。

審査の根拠とする書類の確認は、本指南第二部分第八章第4.1節の規定を適用する。前述の補正書類及び専利法実施細則第五十一条の規定に基づいて提出された補正書類の審査は、本指南第二部分第八章第5.

• • • • •

(4) 専利法実施細則第四十五十条及び/又は第百二十五二十一条に基づいて提出される補正書類。

(5) 専利法実施細則第百三十四三十条第二款又は第五十一十七条第一款に基づいて提出される補正書類。

特許協力条約第28条又は第41条に基づいて提出される補正した請求の範囲、明細書と図面は、専利法実施細則第百三十四三十条第二款又は第五十一十七条第一款に基づいて提出される補正書類と見なす。

審査の基礎となる書類は、審査の基礎についての声明で明記したものを基準とする。審査の基礎についての声明に含まれるものは、~~国内段階移行時に国内段階移行の書面声明（以下、移行声明という）~~の所定欄に明記した内容、及び国内段階移行後に所定の期限以内に補足的声明の形により審査の基礎に対して補足的に明記した内容がある。後者は前者に対する補足と補正である。

~~出願人が移行声明において、出願書類に援用・付加の項目や部分が含まれたことを明記し、かつ形式審査段階において当該国際出願の中国に対する出願日を改めて確定したなら、援用・付加した項目や部分は元提出された出願書類の一部でなければならない。実体審査の過程において、出願人が中国に対する出願日を補正することによって援用・付加の項目や部分を保留することは認められない。~~

~~初歩審査段階で援用・付加の項目や部分を受理して元の国際出願日を保留した場合、規定に基づいて提出された援用による追加項目や部分は最初の出願書類の一部でなければならない。出願人が移行声明で出願書類に援用による追加項目や部分が含まれることを明記した場合、審査官は形式審査部門の審査に基づいて、（本指南第3部分第1章第5.3節を参照）、援用による追加項目や部分が先願書類の副本とその中国語訳文に完全に含まれているか否かを確認しなければならない。規定に符合しない場合、含まれていない場合、審査官は国際局が送付した「援用項目や部分確認決定通知書」（PCT/RO/114表）に記載されている~~



<p>2節の規定を適用する。</p>	<p>ものを根拠に、中国に対する国際出願の出願日を再確定しなければならない。</p> <p>国際段階の補正書類については、国内段階移行時に審査の基礎とすることが明記されていない、又は明記したが、規定に基づいた中国語訳文を提出していない場合、実体審査の基礎としない。</p> <p>また、出願人は国際出願の国内段階移行後に実体審査請求を提出する際、又は専利局からの発明専利出願の実体審査段階移行通知書を受領した日から3ヶ月以内に、専利法実施細則第五十一—七条第一款の規定に基づき出願書類を補正することができる。</p> <p>審査の根拠とする書類の確認は、本指南第二部分第八章第4.1節の規定を適用する。前述の補正書類及び専利法実施細則第五十一—七条の規定に基づいて提出された補正書類の審査は、本指南第二部分第八章第5.2節の規定を適用する。</p>
<p><b>第四部 第一章</b></p> <p><b>3.3 合議体メンバーの職責分担</b></p> <p>グループ長は、復審又は無効宣告手続の審査全般、口頭審理、合議会議及び表決について責任を持ち、合議体の審査決定を主任委員又は副主任委員に報告して、審査許可を受ける必要があるかを確定する。</p> <p>.....</p> <p><b>4. 独任審査</b></p> <p>簡単な事件については、1名で独任審査をすることができる。</p> <p><b>5. 忌避制度と従業禁止</b></p> <p>復審又は無効宣告事件の合議体メンバーは、専利法実施細則第三十七条で規定された状況の1つに該当する場合、自ら忌避しなければならない。自ら忌避しなければならない合議体メンバーが、忌避していない場合、当事者がその忌避を請求する権利を有する。</p> <p>専利復審委員会主任委員又は副主任委員の任期において、その近親族が復審又は無効宣告案件の代理を行ってはならない。科・室責任者の任期において、その近親族が当該科室が審理責任を持つ復審又は無効宣告</p>	<p><b>第四部 第一章</b></p> <p><b>3.3 合議体メンバーの職責分担</b></p> <p>グループ長は、復審又は無効宣告手続の審査全般、<del>口頭審理</del>、合議会議及び表決について責任を持ち、そして合議体の審査決定を<b>主任委員又は副主任委員部門責任者</b>に報告して、審査許可を受ける必要があるかを確定する。</p> <p>.....</p> <p><b>4. 独任審査</b></p> <p>簡単な案件については、1名で独任審査をすることができる。</p> <p><b>本部分における合議審査の関連規定は独任審査に適用する。</b></p> <p><b>5. 忌避制度と従業禁止</b></p> <p>復審又は無効宣告案件の合議体メンバーは、専利法実施細則<b>第三十七条第四十二条</b>で規定された状況の1つに該当する場合、自ら忌避しなければならない。自ら忌避しなければならない合議体メンバーが、忌避していない場合には、当事者がその忌避を請求する権利を有する。</p>



<p>案件の代理を行ってはならない。ここで、近親族には、配偶者、父母、子女、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫子女、外孫子女及びその他扶養関係を有する親族が含まれる。</p> <p>専利復審委員会主任委員又は副主任委員は離任後の3年以内、ほかの要員は離任後の2年以内において、復審又は無効宣告案件の代理を行ってはならない。</p> <p>当事者が合議体メンバーの忌避を請求するか、又は代理人が前述の規定に符合していないものと判断した場合、書面方式で提出し、理由を説明し、また必要な場合には、関連する証拠を添付しなければならない。専利復審委員会は当事者からの請求について書面方式で決定し、当事者に通知しなければならない。</p>	<p><del>専利復審委員会主任委員又は副主任委員の任期において、その近親族が復審又は無効宣告案件の代理を行ってはならない。科・室責任者の任期において、その近親族が当該科室が審理責任を持つ復審又は無効宣告案件の代理を行ってはならない。ここで、近親族には、配偶者、父母、子女、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫子女、外孫子女及びその他扶養関係を有する親族が含まれる。</del></p> <p><del>専利復審委員会主任委員又は副主任委員は離任後の3年以内、ほかの要員は離任後の2年以内において、復審又は無効宣告案件の代理を行ってはならない。</del></p> <p>当事者が合議体メンバーの忌避を請求するか、又は代理人が前述の規定に合致していないものと判断する場合、書面方式で提出し、理由を説明し、また必要な場合には、関連する証拠を添付しなければならない。専利復審委員会復審・無効審理部は当事者からの請求について書面方式で決定し、当事者に通知しなければならない。</p> <p>復審・無効審理部の勤務者及びその近親族は従業禁止の関連規定を厳格に遵守しなければならない。</p>
<p><b>第四部 第一章</b></p> <p><b>6. 3 審査決定の出版</b></p> <p>対象となる専利出願がまだ公開されていない場合を除き、専利復審委員会は行われた復審及び無効宣告請求審査決定の正文をすべて公開出版しなければならない。公開出版すべき審査決定について、当事者が審査決定を不服として法院に提訴し、かつ受理された場合、人民裁判所の判決の発効後に審査決定を判決書とともに公開する。</p>	<p><b>第四部 第一章</b></p> <p><b>6. 3 審査決定の公開</b></p> <p>対象となる専利出願がまだ公開されていない場合を除き、<del>専利復審委員会は行われた</del>復審及び無効宣告請求審査決定の正文はすべて<b>公開出版公開</b>しなければならない。<del>公開出版すべき審査決定について、当事者が審査決定を不服として法院に提訴し、かつ受理された場合は、人民裁判所の判決の発効後に審査決定を判決書とともに公開する。</del></p>
<p><b>第四部 第二章</b></p> <p><b>3. 前置審査</b></p> <p><b>3. 1 前置審査の手続</b></p> <p>専利法実施細則第六十二条の規定に基づき、専利復審委員会は形式審査に合格した復審請求書（添付されている証明書類及び補正後の出願書類を含む）を同包装袋とともに、拒絶査定を下した元の審査部門に転送して、前置審査を受けさせなければならない。</p> <p>元の審査部門は、前置審査意見を提出し、前置審査</p>	<p><b>第四部 第二章</b></p> <p><b>3. 前置審査</b></p> <p><b>3. 1 前置審査の手続</b></p> <p><del>専利法実施細則第六十二条の規定に基づき、専利復審委員会は形式審査に合格した</del>復審請求書（添付されている証明書類及び補正後の出願書類を含む）は形式審査に合格した後<b>同包装袋とともに、拒絶査定を下した元の</b>審査部門に転送して、前置審査を受けさせ<b>なければならない</b>。<del>元の</del>審査部門により前置審査意見を提出</p>



意見書を作成しなければならない。特殊な状況を除き、前置審査は包袋を受領してから1ヶ月以内に完成させなければならない。

.....

### 3.3 前置審査意見

(1) 元の審査部門は、前置審査意見が前述した類型のどれに該当するかを説明しなければならない。拒絶査定を堅持する場合、堅持している各種拒絶理由及びそれに係わっている個々の欠陥について見解を詳細に説明しなければならない。前記見解が拒絶査定と同一である場合、簡潔に説明し、重複する必要はない。

(2) 復審請求人が補正書類を提出している場合、元の審査部門は本章第4.2節の規定に基づいて審査しなければならない。審査を通じて、元の審査部門は補正が本章第4.2節の規定に符合していると判断した場合、補正書類を基礎として前置審査を行わなければならない。元の審査部門は補正が本章第4.2節の規定に符合しないと判断した場合、拒絶査定を堅持し、かつ補正は規定に符合しないという見解を詳細に説明すると同時に、拒絶査定の対象となる出願書類における克服していない各種拒絶理由に関連する欠陥を説明しなければならない。

(3) 復審請求人が新たな証拠を提出するまたは理由を陳述する場合、元の審査部門はその証拠または理由を審査しなければならない。

(4) 元の審査部門は前置審査意見において拒絶理由と証拠を補足してはならないが、以下の場合その限りではない。

(i) 拒絶査定及び前置審査意見において主張した公知常識と対応する技術用語辞書、技術マニュアル、教科書などその属する技術分野における公知常識の証拠の補足。

(ii) 拒絶査定では指摘していないが、出願人に告知したある事実、理由、証拠を以って拒絶するに足る欠陥が審査対象書類に存在していると判断した場合には、前置審査意見で当該欠陥を指摘しなければならない。

(iii) 拒絶査定で指摘した欠陥が依然として存在す

~~し、前置審査意見書を作成しなければならない。特殊な状況を除き、前置審査は包袋を受領してから1ヶ月以内に完成させなければならない。~~

.....

### 3.3 前置審査意見

(1) ~~元の~~審査部門は、前置審査意見が前述した類型のどれに該当するかを説明しなければならない。拒絶査定を堅持する場合、堅持している各種拒絶理由及びそれに係わっている個々の欠陥について見解を詳細に説明しなければならない。前記見解が拒絶査定と同一である場合、簡潔に説明し、重複する必要はない。

(2) 復審請求人が補正書類を提出している場合、~~元の~~審査部門は本章第4.2節の規定に基づいて審査しなければならない。審査を通じて、~~元の~~審査部門は補正が本章第4.2節の規定に符合していると判断した場合、補正書類を基礎として前置審査を行わなければならない。~~元の~~審査部門は補正が本章第4.2節の規定に符合しないと判断した場合、拒絶査定を堅持し、かつ補正は規定に符合しないという見解を詳細に説明すると同時に、拒絶査定の対象となる出願書類における克服していない各種拒絶理由に関連する欠陥を説明しなければならない。

(3) 復審請求人が新たな証拠を提出するまたは理由を陳述する場合、~~元の~~審査部門はその証拠または理由を審査しなければならない。

(4) ~~元の~~審査部門は前置審査意見において拒絶理由と証拠を補足してはならないが、以下の場合その限りではない。

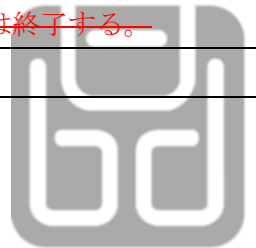
(i) 拒絶査定及び前置審査意見において主張した公知常識と対応する技術用語辞書、技術マニュアル、教科書などその属する技術分野における公知常識の証拠の補足。

(ii) 拒絶査定では指摘していないが、出願人に告知したある事実、理由、証拠を以って拒絶するに足る欠陥が~~審査対象書類出願~~に存在していると判断した場合には、前置審査意見で当該欠陥を指摘しなければならない。

(iii) 拒絶査定で指摘した欠陥が依然として存在す



<p>ると判断し、審査対象書類にさらにその他明白な実体的欠陥又は拒絶査定で指摘された欠陥と性質が同一な欠陥が存在している場合、それも合わせて指摘してよい。</p> <p>例えば、元の審査部門が審査意見通知書で、元の請求項1が専利法第二十二条第三款の規定に符合しないと指摘したものの、最終的に補正が専利法第三十三条の規定に符合しないことを理由に拒絶査定を下した場合。復審請求人が出願書類を元の出願書類に補正し、元の審査部門が、前述の専利法第二十二条第三款の規定に符合しない欠陥が依然として存在していると判断した場合、(ii)の状況に該当し、このような場合、元の審査部門は前置審査意見で当該欠陥を指摘しなければならない。</p> <p>(5) 前置審査意見が本章第3.2節で規定された第(1)又は第(2)の種類に該当する場合、専利復審委員会は合議審査を行うことはなく、前置審査意見に基づいて復審決定を行い、復審請求人に通知し、かつ元の審査部門は審査許可手続を継続して進めなければならない。元の審査部門は専利復審委員会による復審決定を受けずに直接審査許可手続を行ってはならない。</p>	<p>ると判断し、<b>審査対象書類出願</b>にさらに<b>その他本章の第4.1節(1)(3)(4)の状況が示す明白な実体的欠陥又は拒絶査定で指摘された欠陥と性質の同一な欠陥</b>が存在している場合、それも合わせて指摘してよい。</p> <p>例えば、<b>元の</b>審査部門が審査意見通知書で、元の請求項1が専利法第二十二条第三款の規定に符合しないと指摘したものの、最終的に補正が専利法第三十三条の規定に符合しないことを理由に拒絶査定を下した場合。復審請求人が出願書類を元の出願書類に補正し、<b>元の</b>審査部門が、前述の専利法第二十二条第三款の規定に符合しない欠陥が依然として存在していると判断した場合、(ii)の状況に該当し、このような場合、<b>元の審査部門は</b>前置審査意見で当該欠陥を指摘しなければならない。</p> <p>(5) 前置審査意見が本章の第3.2節に規定された第(1)又は第(2)の種類に該当する場合、<b>専利復審委員会復審・無効審理部</b>は合議審査を行うことはなく、前置審査意見により復審決定をするべく、復審請求人に通知し、かつ<b>元の</b>審査部門は承認手続を続行する。<b>元の</b>審査部門は<b>専利復審委員会復審・無効審理部</b>の復審決定を経ずに承認手続を直接進めてはならない。</p>
<p><b>第四部 第二章</b></p> <p><b>9. 復審手続きの終止</b></p> <p>復審請求は、期限が満了になっても回答がないために取下げと見なされた場合、復審手続が終了する。</p> <p>復審決定が行なわれる前に、復審請求人がその復審請求を取り下げた場合、復審手続は終了する。</p> <p>受理された復審請求が、受理条件に符合しないことで請求が却下された場合、復審手続が終了する。</p> <p>復審決定が行なわれた後に、復審請求人は当該決定に対して不服である場合、専利法第四十一条第二款の規定に基づき、復審決定を受領した日から3ヶ月以内に人民裁判所に提訴することができる。所定の期限内に提訴しない、又は人民裁判所の発効判決で当該復審決定が維持された場合、復審手続は終了する。</p>	<p><b>第四部 第二章</b></p> <p><b>9. 復審手続きの終止</b></p> <p>復審請求は、期限が満了になっても回答がないために取下げと見なされた場合、復審手続が終了する。</p> <p>復審決定が行なわれる前に、復審請求人がその復審請求を取り下げた場合、復審手続は終了する。</p> <p>受理された復審請求が、受理条件に符合しないことで請求が却下された場合、復審手続が終了する。</p> <p><del>復審決定が行なわれた後に、復審請求人は当該決定に対して不服である場合、専利法第四十一条第二款の規定に基づき、復審決定を受領した日から3ヶ月以内に人民裁判所に提訴することができる。所定の期限内に提訴しない、又は人民裁判所の発効判決で当該復審決定が維持された場合、復審手続は終了する。</del></p>
<p><b>第四部 第三章</b></p>	<p><b>第四部 第三章</b></p>



<p>2. 2 当事者処置の原則</p> <p>.....</p> <p>無効宣告手続において、専利権者が一部の請求項又は複数の意匠のうちの一部の放棄を宣言した場合、専利権者は、当該請求項又は意匠が最初から専利法とその実施細則の関連規定に符合しないことを認め、当該請求項又は意匠に対する請求人の無効宣告請求を認めたものと見なし、請求人の当該請求項又は意匠の無効宣告主張に対する挙証責任は免れる。</p>	<p>2. 2 当事者処置の原則</p> <p>.....</p> <p>無効宣告手続において、専利権者が<b>一部の</b>請求項又は<b>複数の意匠のうちの一部</b>の放棄を宣言した場合、専利権者は、当該請求項又は意匠が最初から専利法とその実施細則の関連規定に符合しないことを認め、当該請求項又は意匠に対する請求人の無効宣告請求を認めたものと見なし、請求人の当該請求項又は意匠の無効宣告主張に対する挙証責任は免れる。<b>専利権者が専利権を放棄しても他人の合法的権利及び公共の利益を妨げない場合、無効宣告審査決定により当該権利処分行為を確認する。</b></p>
<p>第四部 第三章</p> <p>3. 1 無効宣告請求の客体</p> <p>.....</p> <p>専利復審委員会で専利権の全部又は一部無効を宣告する旨の審査決定を行った後、当事者が当該審査決定を受領した日から3ヶ月以内に人民裁判所に提訴していない、又は人民裁判所の発効判決により当該審査決定が維持された場合、当該決定により無効宣告された専利権を対象に提出した無効宣告請求は受理しないものとする。</p>	<p>第四部 第三章</p> <p>3. 1 無効宣告請求の客体</p> <p>.....</p> <p><b>専利復審委員会で</b>専利権の全部又は一部無効を宣告する旨の審査決定を行った後、<b>当事者が当該審査決定を受領した日から3ヶ月以内に人民裁判所に提訴していないか、又は人民裁判所の発効判決により当該審査決定が維持された場合、</b>当該決定により無効宣告された専利権を対象に提出した無効宣告請求は受理しないものとする<b>が、当該審査決定が人民裁判所の発効判決により取り下げられた場合この限りではない。</b></p>
<p>第四部 第三章</p> <p>3. 6 委任手続</p> <p>.....</p> <p>(4) 専利法第十九条第一款で規定された専利代理機構に委任しなければならない請求人が、規定に基づいた委任を行っていない場合、その無効宣告請求は受理しないものとする。</p> <p>.....</p> <p>(6) 当事者は公民に代理を委任する場合、専利代理機構への委任に関連する規定を参照して取り扱うものとする。公民の代理権限は、口頭審理における意見陳述及び審理廷で転送される書類の受取に限定される。</p> <p>.....</p>	<p>第四部 第三章</p> <p>3. 6 委任手続</p> <p>.....</p> <p>(4) 専利法<b>第十九十八</b>条第一款で規定された専利代理機構に委任しなければならない請求人が、規定に基づいた委任を行っていない場合、その無効宣告請求は受理しないものとする。</p> <p>.....</p> <p>(6) 当事者は<b>その公民近親族または勤務者</b>に代理を委任する場合、専利代理機構への委任に関連する規定を参照して取り扱うものとする。<b>公民近親族または勤務者</b>の代理権限は、口頭審理における意見陳述及び審理廷で転送される書類の受取に限定される。</p> <p><b>前記近親族には、配偶者、父母、子女、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫子女、外孫子女及びその他扶養</b></p>



関係を有する親族が含まれる。代理人が当事者の近親族である場合、戸籍簿、結婚証明書、出生証明書、養子縁組証明書、公安機関証明書、居住(村)委員会証明書、発効裁判書類または人事ファイルなどの依頼人の身分に関する証明書を提出しなければならない。

代理人が当事者の勤務者である場合、労働契約書、社会保障費納付記録、給料支払い記録などの依頼人と合法的な人事関係を結んでいることを証明できる材料を提出しなければならない。当事者が行政機関関連事業体である場合、事業体が発行した当該勤務員の職務、勤務期限を明記した書面証明書を提出しなければならない。

7) 以下に挙げる事項について、**専利代理人**は特別権限委任状を有しなければならない。

(i) 専利権者の**代理人**が代行して請求人による無効宣告請求を認める場合。

(ii) 専利権者の**代理人**が代行して請求の範囲を補正する場合。

(iii) **代理人**が代行して和解する場合。

(iv) 請求人の**代理人**が代行して無効宣告請求を取り下げる場合。

.....

第四部 第三章

3. 7 形式審査通知書

.....

(4) 受理した無効宣告請求が、先に行われた専利権無効又は一部無効の審査決定の発効を待たなければならず、一時的に審査することができない場合、専利復審委員会は通知書を発行して、請求人と専利権者に通知しなければならない。先の審査決定が発効した、又は人民裁判所の発効判決で取り消された後、専利復審委員会は直ちに審査を再開しなければならない。

(5) 受理した無効宣告請求が専利権侵害事件に係わる場合、専利復審委員会は人民裁判所、地方の知的財産権管轄部門、又は当事者からの請求に応じて、当該専利権侵害事件を取り扱う人民裁判所又は地方の知的財産権管轄部門に、無効宣告請求案件審査状態通知書を発行することができる。

第四部 第三章

3. 7 権利帰属紛争の当事者が無効宣告手続の形式審査に参加する

当事者が手続中止請求を提出したものの、専利権無効宣告手続の審理が中止されなかった場合、専利権帰属紛争の当事者は無効宣告手続への参加を請求できる。

専利権帰属紛争の当事者が無効宣告手続への参加を請求する場合、無効宣告手続への参加請求書、及び権利帰属紛争が人民裁判所または地方の知的財産権管轄部門に受理されたことを証明する書類を提出しなければならない。形式審査を行った後、復審・無効審理部は専利権帰属紛争の当事者に無効宣告手続への参加を許可するか否かの通知書を送付しなければならない。

無効宣告手続において、専利権帰属紛争の当事者は、合議体が無効宣告案件を審理するときの参考として意





	<p>見を提出することができる。</p> <p><b>3. 8 形式審査通知書</b></p> <p>.....</p> <p>(4) 受理した無効宣告請求が、先に行われた<b>専利権無効又は一部無効の無効宣告請求</b>審査決定の発効を待たなければならずに関し、一時的には審査することができない場合、<b>専利復審委員会復審・無効審理部</b>は通知書を発行して、請求人と専利権者に通知しなければならない。<del>先の審査決定が発効した、又は人民裁判所の発効判決で取り消された影響要因が解消された後、</del><b>専利復審委員会</b>は直ちに審査を再開しなければならない。</p> <p>(5) 受理した無効宣告請求が専利権侵害事件に係わる場合、<b>専利復審委員会復審・無効審理部</b>は人民裁判所、地方の知的財産権管轄部門、又は当事者からの請求に応じて、当該専利権侵害事件を取り扱う人民裁判所又は地方の知的財産権管轄部門に、無効宣告請求案件審査状態通知書を発行することができる。</p> <p>(6) 受理した無効宣告請求が専利権帰属紛争に係わる場合、<b>復審・無効審理部</b>は無効宣告手続への参加を許可された専利権帰属紛争の当事者に無効宣告請求案件審査状態通知書を発行しなければならない。</p>
<p><b>第四部 第三章</b></p> <p><b>4. 1 審査範囲</b></p> <p>無効宣告手続において、専利復審委員会は通常、当事者が提出した無効宣告請求の範囲、理由と証拠のみを対象に審査するものとし、専利の有効性の全面審査義務を負わない。</p> <p>.....</p>	<p><b>第四部 第三章</b></p> <p><b>4. 1 審査範囲</b></p> <p>無効宣告手続において、<del>専利復審委員会合議体</del>は通常、当事者が提出した無効宣告請求の範囲、理由と証拠のみを対象に審査するものとし、<b>必要な際には、専利権がその他の専利法及びその実施細則に関する規定に明らかに違反する状況</b>を対象に審査するものとする<b>が</b>、専利の有効性の全面審査義務を負わない。</p> <p>.....</p>
<p><b>第四部 第三章</b></p> <p><b>4. 6 無効宣告手続における専利書類の補正</b></p> <p><b>4. 6. 1 補正の原則</b></p> <p>発明又は実用新案専利書類の補正は請求の範囲に限られる。その原則は以下のとおりである、</p> <p>.....</p>	<p><b>第四部 第三章</b></p> <p><b>4. 6 無効宣告手続における専利書類の補正</b></p> <p><b>4. 6. 1 補正の原則</b></p> <p>発明又は実用新案専利書類の補正は請求の範囲に限られ、<b>無効宣告理由または合議体が指摘した欠陥に対して補正しなければならない</b>。その原則とは以下のと</p>



<p><b>4. 6. 2 補正の方式</b></p> <p>前記の補正原則を満たした上で、請求の範囲に対する補正の具体的な方式は一般的に、請求項の削除、技術案の削除、請求項のさらなる限定、明らかな誤りの補正に限られる。</p> <p>.....</p>	<p>おりである、</p> <p>.....</p> <p><b>4. 6. 2 補正の方式</b></p> <p>前記の補正原則を満たした上で、請求項に対する補正の具体的な方式は一般的に、請求項の削除、技術案の削除、請求項のさらなる限定、明らかな誤りの<b>補正改正</b>に限られる。</p> <p>.....</p>
<p>.....</p>	<p><b>第四部 第三章</b></p> <p><b>7. 意匠の国際出願に関する送付</b></p> <p>復審及び無効宣告請求審査手続において、意匠の国際出願について、中国大陸に住所のない当事者に対して書類を送付する場合は、郵送、ファックス、電子メール、公告などの送付手段を採用することができる。公告送付を採用する場合は、公告日から1ヶ月が経過した時点で、すでに送達されたものとみなされる。</p>
<p><b>第四部 第三章</b></p> <p><b>7. 無効宣告手続の終了</b></p> <p>.....</p> <p>専利復審委員会が無効宣告請求について審査決定を下した後、当事者が当該審査決定を受領した日から3ヶ月以内に人民裁判所に提訴しなかった場合、又は人民裁判所の発効判決が当該復審決定を維持した場合、無効宣告手続は終了する。</p> <p>専利復審委員会が専利権のすべての無効を宣告する審査決定を下した後、当事者が当該審査決定を受領した日から3ヶ月以内に人民裁判所に提訴しなかった場合、又は人民裁判所の発効判決が当該復審決定を維持した場合、当該専利権を対象としたその他すべての無効宣告手続は終了する。</p>	<p><b>第四部 第三章</b></p> <p><del><b>7.8. 無効宣告手続の終了</b></del></p> <p>.....</p> <p><del>専利復審委員会が無効宣告請求について審査決定を下した後、当事者が当該審査決定を受領した日から3ヶ月以内に人民裁判所に提訴しなかった場合、又は人民裁判所の発効判決が当該復審決定を維持した場合、無効宣告手続は終了する。</del></p> <p><del>専利復審委員会が専利権のすべての無効を宣告する審査決定を下した後、当事者が当該審査決定を受領した日から3ヶ月以内に人民裁判所に提訴しなかった場合、又は人民裁判所の発効判決が当該復審決定を維持した場合、当該専利権を対象としたその他すべての無効宣告手続は終了する。</del></p>
<p>.....</p>	<p><b>第四部 第三章</b></p> <p><b>9. 薬品専利紛争の早期解決メカニズムに関する無効宣告請求案件審査の特別規定</b></p> <p>薬品専利紛争の早期解決メカニズムに関する無効宣告請求案件とは、専利法第七十六条に記載された薬品上市許可申請人（別名ジェネリック薬品申請人）が無効宣告請求人として、中国の上市薬品専利情報登録プラットフォームに登録された専利権に対して無効宣告請</p>



求を提出した案件をいう。

### 9. 1 請求書と証明書類

ジェネリック薬品申請人は「薬品専利紛争の早期解決メカニズムの実施方法(試行)」の関連規定に基づき、第四類の声明を提出した後に、無効宣告請求を提出する場合は、請求書に案件に関する薬品専利紛争の早期解決メカニズムの状況を明確に記載し、すなわち関連専利は中国上市薬品専利情報登記プラットフォームに登録された専利権であり、請求人は対応する薬品のジェネリック薬品申請人であり、かつ第四類の声明を提出しており、ジェネリック薬品の登録申請受理通知書及び第四類の声明書類の写しなどの関連証明書類を添付しなければならない。

ジェネリック薬品申請人が無効宣告請求を提出した後、更に「薬品専利紛争の早期解決メカニズムの実施方法(試行)」の関連規定により第四類の声明を提出する場合、当該無効宣告請求案件が薬品専利紛争の早期解決メカニズムに関連している関連証拠を直ちに提出しなければならない。口頭審理が行われる案件は、遅くとも口頭審理の弁論が終わる前に提出し、口頭審理が行われない案件は遅くとも無効宣告決定が下される前に提出しなければならない。

請求人が規定の期限内に、無効宣告請求が薬品専利紛争の早期解決メカニズムに関連していることを示す証拠を提供していない場合、本節の規定を適用しない。

### 9. 2 審査の順番

同一専利権に対する複数の薬品専利紛争の早期解決メカニズムに関連する無効宣告請求は、無効宣告請求が提出された順番に基づくものとする。

### 9. 3 審査の基礎

先に行った審査決定が専利権者が提出した補正文書に基づいて専利権の有効を維持するものである場合、後に受理された無効宣告請求に対しては、上記補正文書に基づいて審査を継続することができる。

### 9. 4 審査の状態及び結審の通知



人民裁判所または国务院薬品監督管理部門の請求に応じて、合議体は無効宣告請求案件審査状態通知書を発行することができる。

無効宣告請求の審理が開始される前に関連人民裁判所または国务院薬品監督管理部門に通知した場合、審査決定がなされた後、合議体は審査決定及び無効宣告審査結審通知書を上記関連部門に送付しなければならない。

#### 第四部 第四章

##### 3. 口頭審理の通知

無効宣告手続において、口頭審理を実施する必要がある場合、合議体は当事者に口頭審理通知書を発行し、口頭審理の日時と場所等の事項を通知しなければならない。口頭審理の日時と場所は確定すると、通常変更されないが、特別な事情で変更する必要がある場合、当事者双方の合意、又は主任委員又は副主任委員の承認が必要となる。当事者は、口頭審理通知書を受領した日から7日以内に專利復審委員会に口頭審理通知書の受領書を提出しなければならない。無効宣告請求人が期限が満了になっても、受領書を提出せず、かつ口頭審理に参加しない場合、その無効宣告請求は取下げられたものと見なし、無効宣告請求審査手続は終了する。ただし、專利復審委員会が、すでに行われた審査に基づいても專利権の無効又は一部無効の宣告決定を行うことができると判断した場合この限りではない。專利権者が口頭審理に参加しない場合、欠席審理を行うことができる。

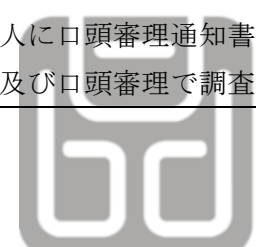
復審手続において口頭審理を実施する必要があると確定した場合、合議体は復審請求人に口頭審理通知書を発行し、口頭審理の日時、場所及び口頭審理で調査する予定事項を通知しなければならない。專利出願が

#### 第四部 第四章

##### 3. 口頭審理の通知

無効宣告手続において、口頭審理を実施する必要がある場合、合議体は当事者に口頭審理通知書~~書~~を発行し、口頭審理の日時と場所等の事項を通知しなければならない。口頭審理の通知を発行する際は、電子專利出願システムで発行することができ、郵送、ファックス、電子メール、電話、メッセージなどを採用して当事者に知らせることもできる。口頭審理の日時と場所は確定すると、通常変更されないが、特別な事情で変更する必要がある場合、当事者双方の合意、又は**主任委員又は副主任委員部門の責任者**の承認が必要となる。当事者は、口頭審理通知書**を受領した日から7日**で指定された応答期限内に**專利復審委員会に口頭審理通知書の口頭審理に参加する否かを明確に示す**受領書を提出しなければならない。期限が満了になっても**応答がない場合は、口頭審理に参加しないものと見なすが、無効宣告口頭審理廷に当事者が出席する場合、この限りではない**。無効宣告請求人が期限が満了になっても、受領書を提出せず、かつ口頭審理に参加しない場合、その無効宣告請求は取下げられたものと見なし、無効宣告請求審査手続は終了する。ただし、**專利復審委員会合議体**は、すでに行われた審査に基づいても專利権の無効又は一部無効の宣告決定を行うことができると判断した場合、この限りではない。專利権者が口頭審理に参加しない場合、欠席審理を行うことができる。

復審手続において口頭審理を実施する必要があると確定した場合、合議体は復審請求人に口頭審理通知書を発行し、口頭審理の日時、場所及び口頭審理で調査



専利法及びその実施細則の関連規定に符合していないと合議体が判断した場合、口頭審理通知書とともに、専利出願が専利法及びその実施細則の関連規定に符合していない具体的な事実、理由、証拠を復審請求人に告知することができる。

合議体は口頭審理通知書において、口頭審理に参加して口頭答弁を行うか、若しくは指定の期限までに書面による意見陳述を行うかを選択することができる旨を復審請求人に告知しなければならない。復審請求人は、口頭審理通知書を受領したから7日以内に専利復審委員会に口頭審理通知書の受領書を提出し、受領書において口頭審理に参加するか否かを明示しなければならない。期限が満了になっても、受領書を提出しない場合、口頭審理に参加しないものと見なす。

口頭審理通知書において、当該専利出願が専利法及びその実施細則と審査指南の関連規定に符合していない具体的な事実、理由、証拠を告知しており、復審請求人が口頭審理に出廷せず、指定の期限までに書面による意見陳述も行わなかった場合、その復審請求は取下げられたものと見なす。

無効宣告手続又は復審手続の口頭審理通知書の受領書には、当事者の署名又は押印がなければならない。口頭審理に参加する旨を表明した場合、口頭審理参加者の氏名を明記しなければならない。証言を行った証人がその証言について出廷して証言することを求める場合、口頭審理通知書の受領書にこれを宣言し、かつ当該証人の氏名、勤め先（又は職業）、証明したい事実を明記しなければならない。

口頭審理に参加する各当事者及びその代理人の数は4名を超えてはならない。受領書に明記した口頭審理参加者が4名以下になっている場合、口頭審理の開始前にほかの者を指定して口頭審理に参加させることができる。一方に口頭審理参加者が複数いる場合、うちの1人を主要な発言を行う第一発言者として指定しなければならない。

当事者が指定日に口頭審理に参加できない場合、専利代理人又はその他の者に出廷を代行させることがで

する予定事項を通知しなければならない。専利出願が専利法及びその実施細則の関連規定に符合していないと合議体が判断した場合、口頭審理通知書とともに、専利出願が専利法及びその実施細則の関連規定に符合していない具体的な事実、理由、証拠を復審請求人に告知することができる。

合議体は、口頭審理通知書において、口頭審理に参加して口頭答弁を行うか、若しくは指定の期限までに書面による意見陳述を行うかを選択することができる旨を復審請求人に告知しなければならない。復審請求人は、口頭審理通知書を受領した日から7日で指定された応答期限内に専利復審委員会に口頭審理通知書の受領書を提出し、受領書において口頭審理に参加するか否かを明示しなければならない。期限が満了になっても、受領書を提出しない場合、口頭審理に参加しないものと見なす。

口頭審理通知書において、当該専利出願が専利法及びその実施細則と審査指南の関連規定に符合していない具体的な事実、理由、証拠を告知しており、復審請求人が口頭審理に出廷せず、指定の期限までに書面による意見陳述も行わなかった場合、その復審請求は取下げられたものと見なす。

無効宣告手続又は復審手続において、口頭審理通知書で指定された応答期限は一般に7日を超えない。口頭審理通知書の受領書には、当事者の署名又は押印がなければならない。口頭審理に参加する旨を表明した場合、口頭審理参加者の氏名を明記しなければならない。証言を行った証人がその証言について出廷して証言することを求める場合、口頭審理通知書の受領書にこれを宣言し、かつ当該証人の氏名、勤め先（又は職業）、証明したい事実を明記しなければならない。

口頭審理に参加する各当事者及びその代理人の数は4名を超えてはならない。受領書に明記した口頭審理参加者が4名未満になっている場合、口頭審理の開始前にほかの者を指定して口頭審理に参加させることができる。一方に口頭審理参加者が複数いる場合、うちの1人を主要な発言を行う第一発言者として指定しなければならない。



<p>きる。</p> <p>当事者が専利法第十九条の規定に従って専利代理機構に代理を委任した場合、当該機構は専利代理人を指定して口頭審理に参加させなければならない。</p>	<p><del>当事者が指定日に口頭審理に参加できない場合、専利代理人又はその他の者に出廷を代行させることができる。</del></p> <p>当事者が専利法第十九条の規定に従って専利代理機構に代理を委任した場合、当該機構は専利代理人を指定して口頭審理に参加させなければならない。</p>
<p><b>第四部分第四章</b></p> <p><b>5. 口頭審理の進行</b></p> <p>口頭審理は、通知書で指定された日時に従って行う。</p> <p>口頭審理は公開して行わなければならないが、国の法令、法規などの規定により、秘密保持が必要な場合、この限りではない。</p> <p><b>5. 1 口頭審理の第一段階</b></p> <p>.....</p> <p>口頭審理は合議体グループ長が進行を務める。合議体グループ長は、口頭審理の開始を告げた後に、合議体メンバーを紹介し、当事者が口頭審理の参加者を紹介する。当事者双方が出廷している場合、さらに相手方の参加者の適格について異議がないかを当事者双方に聞かなければならない。合議体グループ長は当事者の権利・義務を朗読し、審理要員の忌避を要請するか、証人の証言及び物証のデモンストレーションを要請するかを当事者に聞く。</p> <p>.....</p> <p><b>5. 3 口頭審理の第三段階</b></p> <p>.....口頭審理の弁論の過程で、当事者が事前に提出していたが調査を受けていない事実又は証拠を再度提出した場合、合議体グループ長は弁論の中止、口頭審理の調査の再開を宣言することができる。調査の終了後に、口頭審理の弁論を継続する。</p> <p>当事者双方の弁論での意見発表が終了した後、合議体グループ長は弁論の終結を宣言し、当事者双方は最</p>	<p><b>第四部分 第五章</b></p> <p><b>5. 口頭審理の進行</b></p> <p>口頭審理は、通知書で指定された日時に従って行う。</p> <p>口頭審理は公開して行わなければならないが、国の法令、法規などの規定により、秘密保持が必要な場合、この限りではない。</p> <p>口頭審理は通常、合議体グループ長が進行を務める。審理事実が明らかで、係争焦点が明確な簡単な案件については、合議体が一致して同意した上で、主審員が合議体を代表して出席し、口頭審理を務めることもできる。</p> <p><b>5. 1 口頭審理の第一段階</b></p> <p>.....</p> <p><del>口頭審理は合議体グループ長が進行を務める。</del>合議体グループ長は、口頭審理の開始を告げた後に、合議体メンバーを紹介し、当事者が口頭審理の参加者を紹介する。当事者双方が出廷している場合、さらに相手方の参加者の適格について異議がないかと当事者双方に聞かなければならない。合議体グループ長は当事者の権利・義務を朗読し、審理要員の忌避を要請するか、証人の証言及び物証のデモンストレーションを要請するかを当事者に聞く。</p> <p>.....</p> <p><b>5. 3 口頭審理の第三段階</b></p> <p>.....口頭審理の弁論の過程で、当事者が事前に提出していたが調査を受けていない事実又は証拠をもう一度提出した場合、合議体グループ長は弁論の中止、口頭審理の調査の再開を宣言することができる。調査の終了後に、口頭審理の弁論を継続する。</p> <p>当事者双方の弁論での意見発表が終了した後、合議</p>



後の意見陳述を行う。最後の意見陳述の際、無効宣告請求人は元の無効宣告請求を堅持することも、無効宣告請求の取下げを請求することもでき、さらに、無効宣告請求理由の一部及び対応した証拠を放棄するか、若しくは無効宣告請求の範囲を縮小することもできる。専利権者は無効宣告請求人による無効宣告請求の却下要求を堅持することも、専利の保護範囲を縮小すること、又は請求項の一部の放棄を宣言することもできる。その後、前述の方法により再度和解事項を処理する。

.....

#### 5. 4 口頭審理の第四段階

口頭審理の過程において、合議体は案件の状況に応じ、休廷合議することができる。

合議体グループ長は一時休廷、合議体の合議実施を宣言する。その後、口頭審理を再開し、合議体グループ長は口頭審理の結論を宣言する。.....

#### 6. 口頭審理の中止

以下に挙げる状況の何れか1つに該当する場合、合議体グループ長は口頭審理の中止を宣言し、必要な際は口頭審理を継続する日時を確定する。

#### 7. 口頭審理の終了

.....

合議体がその場で審査決定の結論を宣言しない場合、合議体グループ長は簡潔な説明を行う。

前述の3つの状況の何れにおいても、合議体グループ長が口頭審理の終了を宣言する。その後、一定の期限以内に、決定の全文を書面形式で当事者に送付するものとする。

.....

#### 11. 記録

口頭審理において、書記官又は合議体グループ長が

体~~グループ長~~は弁論の終結を宣言し、当事者双方は最後の意見陳述を行う。最後の意見陳述の際、無効宣告請求人は元の無効宣告請求を堅持することも、無効宣告請求の取下げを請求することもでき、さらに、無効宣告請求理由の一部及び対応した証拠を放棄するか、若しくは無効宣告請求の範囲を縮小することもできる。専利権者は無効宣告請求人による無効宣告請求の却下要求を堅持することも、専利の保護範囲を縮小すること、又は請求項の一部~~又は全部~~の放棄を宣言することもできる。その後、前述の方法によりもう一度和解事項を処理する。

.....

#### 5. 4 口頭審理の第四段階

口頭審理の過程において、合議体は案件の状況に応じ、休廷合議することができる。

合議体~~グループ長~~は一時休廷、~~合議体で~~合議実施~~する~~を宣言する。その後、口頭審理を再開し、合議体~~グループ長~~は口頭審理の結論を宣言する。.....

#### 6. 口頭審理の中止

以下に挙げる状況の何れか1つに該当する場合、合議体~~グループ長~~は口頭審理の中止を宣言することができ、必要な際は口頭審理を継続する日時を確定する。

#### 7. 口頭審理の終了

.....

合議体がその場で審査決定の結論を宣言しない場合、~~合議体グループ長~~は簡潔な説明を~~行う~~わなければ~~ならない~~。

前述の3つの状況の何れにおいても、合議体~~グループ長~~が口頭審理の終了を宣言する。その後、一定の期限内に、決定の全文を書面形式で当事者に送付するものとする。

.....

#### 11. 記録

口頭審理において、書記官又は合議体グループ長が



ら指定された合議体メンバーが記録を取る。記録役を務める者は重要な審理事項を口頭審理の文書記録に記入しなければならない。合議体は文書記録に加え、録音や録画装置を利用して記録を取ることもできる。

重要な審理事項の記録が完了した後、又は口頭審理が終了した際に、合議体は文書記録を当事者に閲覧させなければならない。文書記録にある誤りについて、当事者は記録者に補正を要請する権利を有する。文書記録には誤りがないことを確認した後に、当事者が署名し、案件ファイルに入れて保管しなければならない。当事者が署名を拒否した場合、合議体グループ長は口頭審理の文書記録にこれを明記する。

.....

### 1 3. 当事者の権利と義務

合議体グループ長は口頭審理の開始段階で、口頭審理における権利と義務を当事者に告知しなければならない。

#### (1) 当事者の権利

当事者は審理要員の忌避を要請する権利を有する。無効宣告手続の当事者は、相手当事者と和解する権利を有し、口頭審理において、証言を行った証人がその証言について出廷し、証言を行うことや物証のデモンストレーション実施を要請する権利を有し、弁論する権利を有する。無効宣告請求人は、無効宣告請求の取下げや無効宣告請求理由の一部及び対応した証拠の放棄、無効宣告請求範囲の縮小を請求する権利を有する。専利権者は、請求項の一部及び提供した関連証拠を放棄する権利を有する。復審請求人は、復審請求を取上げる権利を有し、補正文書を提出する権利を有する。

#### (2) 当事者の義務

当事者は口頭審理規則を順守し、口頭審理の秩序を維持しなければならない。発言する際に、合議体グループ長の許可を取得しなければならず、何れの当事者も相手当事者の発言をさえぎってはならない。弁論では事実を並べ、筋道を立てなければならない。発言や

ら指定された合議体メンバーが記録を取る。記録役を務める者は重要な審理事項を~~口頭審理の文書記録に記入~~記録しなければならない。~~合議体は文書記録に加え、録音や録画装置を利用して記録を取ることもできる。~~合議体は文書記録、録音、又は録画などを利用して記録を取ることができる。記録の内容は合議体の表決の重要な根拠である。

重要な審理事項の記録が完了した後、又は口頭審理が終了した際に、合議体は文書記録を当事者に閲覧させなければならない。文書記録にある誤りについて、当事者は記録者に補正を要請する権利を有する。文書記録には誤りがないことを確認した後に、当事者が署名し、案件ファイルに入れて保管しなければならない。当事者が署名を拒否した場合、合議体~~グループ長~~は口頭審理の文書記録にこれを明記する。

.....

### 1 3. 当事者の権利と義務

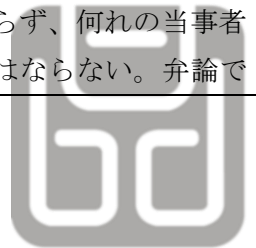
合議体~~グループ長~~は口頭審理の開始段階で、口頭審理における権利と義務を当事者に告知しなければならない。

#### (1) 当事者の権利

当事者は審理要員の忌避を要請する権利を有する。無効宣告手続の当事者は、相手当事者と和解する権利を有し、口頭審理において、証言を行った証人がその証言について出廷し、証言を行うことや物証のデモンストレーション実施を要請する権利を有し、弁論する権利を有する。無効宣告請求人は、無効宣告請求の取下げや無効宣告請求理由の一部及び対応した証拠の放棄、無効宣告請求範囲の縮小を請求する権利を有する。専利権者は、請求項の一部~~又は全部~~及び提供した関連証拠を放棄する権利を有する。復審請求人は、復審請求を取上げる権利を有し、補正文書を提出する権利を有する。

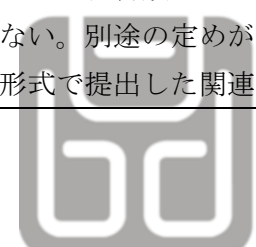
#### (2) 当事者の義務

当事者は口頭審理規則を順守し、口頭審理の秩序を維持しなければならない。発言する際に、合議体~~グループ長~~の許可を取得しなければならず、何れの当事者も相手当事者の発言をさえぎってはならない。弁論で





<p>弁論は、合議体に指定された案件の審理に関連している範囲のみに限定する。当事者は自分の主張に対して挙証責任があり、相手方の主張を反駁するには、理由を説明しなければならない。口頭審理の間、合議体の許可を得ずに途中退室してはならない。</p>	<p>は事実を並べ、筋道を立てなければならない。発言や弁論は、合議体に指定された案件の審理に関連している範囲のみに限定する。当事者は自分の主張に対して挙証責任があり、相手方の主張を反駁するには、理由を説明しなければならない。口頭審理の間、合議体の許可を得ずに途中退室してはならない。</p>
<p><b>第四部 第八章</b> <b>2. 2. 1 外国語の証拠の提出</b>          ・・・・当事者双方が翻訳の委託について合意に至っていない場合、専利復審委員会は自ら翻訳専門機関に翻訳を委託することができる。翻訳の委託に必要な費用は、当事者双方が各々50%を負担する。翻訳費用の支払を拒否する場合、相手当事者が提出した中国語訳文が正確であることを認めたものと見なす。</p>	<p><b>第四部 第八章</b> <b>2. 2. 1 外国語の証拠の提出</b>          ・・・・当事者双方が翻訳の委託について合意に至っていない場合、<b>専利復審委員会復審・無効審理部は自ら翻訳専門機関に翻訳を委託してよいとする。</b><del>を指定して翻訳を行うことができ、翻訳の委託に必要な翻訳費用は、当事者双方が各々50%を負担する。</del><b>指定又は</b>翻訳費用の支払を拒否する場合、相手当事者が提出した中国語訳文が正確であることを認めたものと見なす。</p>
<p><b>第五部 第一章</b> <b>2. 専利出願の形式</b>          専利出願手続は書面形式（紙書類形式）又は電子ファイル形式で行わなければならない。</p> <p><b>2. 1 書面形式</b>          出願人が書面形式で専利出願を提出し、受理された場合、審査許可手続において紙書類の形式で関連書類を提出しなければならない。別途定めがない限り、出願人が電子ファイル形式で提出した関連書類は提出されていないものと見なす。</p> <p>口頭や電話、実物等書面以外の形式で各種手続を行う場合、又は電報、テレックス、ファックス、電子メール等通信手段により各種手続を行う場合は、すべて提出されていないものとみなし、法的効力は生じない。</p>	<p><b>第五部 第一章</b> <b>2. 専利出願手続の形式</b>          専利出願手続は<b>規定に符合する電子、紙書類等の書面形式書面形式（紙書類形式）</b><del>又は電子ファイル形式</del>で行わなければならない。</p> <p><b>口頭、電話、実物、ファックス、電子メール等の形式で行う場合、未提出と見なし、法的効力は生じないが、別途定めがある場合、この限りではない。</b></p> <p><b>2. 1 電子形式</b>          出願人が電子ファイル形式で専利出願を提出し、受理された場合、審査許可手続において専利電子出願システムを介して電子ファイル形式で関連書類を提出しなければならないが、別途定めがある場合、この限りではない。規定に符合しない場合、当該書類は提出されていないものと見なす。</p> <p><del>2.1</del> <b>2. 2 紙書類書面形式</b>          出願人が<b>紙書類書面</b>形式で専利出願を提出し、受理された場合には、審査許可手続において紙書類の形式で関連書類を提出しなければならない。別途の定めがない限り、出願人が電子ファイル形式で提出した関連</p>



<p>2. 2 電子ファイル形式</p> <p>出願人が電子ファイル形式で専利出願を提出し、受理された場合、審査許可手続において電子専利出願システムを介して電子ファイル形式で関連書類を提出しなければならないが、別途定めがある場合、この限りではない。規定に符合しない場合、当該書類は提出されていないものと見なす。</p>	<p>書類は提出されていないものと見なす。</p> <p>受理された紙書類専利出願書類とその他の書類に対して、専利局はスキャンしてデータベースに保存する。紙書類形式で提出された専利出願書類及びその他の書類は、国家知識産権局を経て電子形式書類に転換され、電子システムデータベースに記録され、原紙書類形式ファイルと同等の効力を有する。</p> <p><del>口頭や電話、実物等書面以外の形式で各種手続を行う場合、或いは電報、テレックス、ファックス、電子メール等通信手段により各種手続を行う場合は、すべて提出されていないものとみなし、法的効力を生じない。</del></p> <p><del>2. 2 電子ファイル形式</del></p> <p><del>出願人が電子ファイル形式で専利出願を提出し、受理された場合には、審査許可手続において電子専利出願システムを介して電子ファイル形式で関連書類を提出しなければならないが、別途定めがある場合、この限りではない。規定に符合しない場合、当該書類は提出されていないものと見なす。</del></p> <p>2. 3 紙書類による出願と電子出願の転換</p> <p>出願人、復審請求人又は専利代理機構は、紙書類による出願を電子出願へと転換するよう請求することができる。国家の安全又は重大な利益に係わるもので、秘密保持が必要な専利出願は除く。</p> <p>請求を提出する出願人、復審請求人又は専利代理機構は、電子出願ユーザーであるべきであり、かつ専利電子出願システムを通じて請求を提出しなければならない。他の方式で請求を提出する場合には、その請求は未提出とみなす。</p>
<p>第五部 第三章</p>	<p>第五部 第三章</p> <p>2. 3. 3 専利法実施細則第四十五条に基づく先願の援用による漏れた書類の補足提出の受理手続</p> <p>専利法実施細則第四十五条の規定に基づき、出願人は先願を援用する方式で請求の範囲又は明細書（実用新案図面）を補足提出する場合、最初に専利出願を提出する際に援用による追加声明を提出しなければなら</p>



ない。受理手続きにおいて、発明専利出願または実用新案専利出願に明細書（実用新案に図面がない）または請求の範囲が欠けていることが発見され、当該出願が優先権を主張している場合、専利局は提出漏れ書類補足提出通知書を発行する。優先権が主張されていない場合、専利局は不受理通知書を発行する。分割出願には実施細則第四十五条の規定は適用されない。

出願人が最初に専利出願を提出した日から2ヶ月以内、または提出漏れ書類補足提出通知書を受領した日から2ヶ月以内に、先願を援用して提出漏れ書類を補足提出し、かつ受理条件を満たした場合、専利局は受理通知書、出願料納付通知書または費用軽減承認通知書を発行する。規定の期限内に先願の援用による漏れ書類を補足提出していないか、又は補足提出後も受理条件を満たさない場合、専利局は不受理通知書を発行する。

第五部 第五章

3. 1. 1 秘密保持請求の提出

出願人は、その発明或いは実用新案の専利出願が国家の安全又は重大な利益に係るもので、秘密保持が必要であると判断した場合、専利出願の提出と同時に、願書において秘密保持の請求を明記し、その出願書類は紙形式で提出しなければならない。出願人は、発明専利出願が公開の準備段階に入る前、又は実用新案専利出願が査定公告準備段階に入る前に、秘密保持請求を申し立ててもよい。

秘密保持請求を申し立てる前から、その出願内容が国家の安全又は重大な利益に関連しており、秘密保持が必要であると確定した場合、出願人は関連部門による秘密等級確定に係る文書を提出しなければならない。

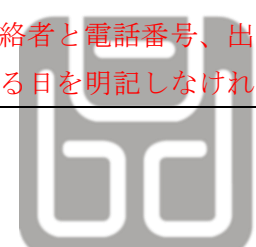
第五部 第五章

3. 1. 1 秘密保持請求の提出

出願人は、その発明或いは実用新案の専利出願が国防利益以外の国家の安全又は重大な利益に係るもので、秘密保持が必要であると判断した場合、専利出願の提出と同時に、願書において秘密保持の請求を提出し明記し、その出願書類は紙形式で提出しなければならない。出願人は、発明専利出願が公開の準備段階が整うに入る前、又は実用新案専利出願の査定公告準備段階が整うに入る前に、秘密保持請求を申し立ててもよい。

秘密保持請求を申し立てる前から、その出願内容が国家の安全又は重大な利益に関連しており、秘密保持が必要であると確定した場合、出願人は関連部門による秘密等級確定に係る文書秘密を定める権限を有する機関または機構が発行した秘密保持証明資料を提出しなければならない。

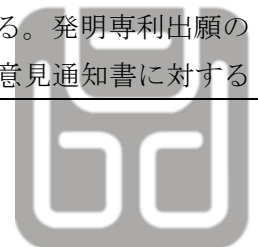
秘密保持証明資料には、発明創造名称、出願人の名前または名称、秘密レベル、秘密保持期間、秘密保持の原因および秘密保持の要点、秘密を定める責任者、秘密を定める機関または機構の連絡者と電話番号、出願人の機密住所および秘密を定める日を明記しなければ



	<p>ばならない。この文書には、秘密を定める機関または機構の公印も押印しなければならない。</p>
<p><b>第五部 第五章</b> <b>5. 1 出願人（又は専利権者）による秘密解除請求の提出</b></p> <p>秘密保持の専利出願の出願人又は秘密保持専利の専利権者は、書面で秘密解除請求を提出することができる。秘密保持請求の提出時に、関連部門による秘密等級確定に係る文書を提出した場合、出願人（又は専利権者）は秘密解除請求を提出する際に、秘密等級を確定した部門による秘密解除に同意する旨の証明書類を添付しなければならない。</p> <p>専利局は、秘密解除請求対象の秘密保持専利出願（又は専利）について秘密解除の確定作業を行い、かつその結果を提出者に通知する。</p>	<p><b>第五部 第五章</b> <b>5. 1 出願人（又は専利権者）による秘密解除請求の提出</b></p> <p>秘密保持専利出願の出願人又は秘密保持専利の専利権者は、書面で秘密解除請求を提出することができる。秘密保持請求の提出時に、関連部門による秘密等級確定に係る文書を提出した場合、出願人（又は専利権者）は秘密解除請求を提出する際に、秘密等級を確定した<b>部門機関または機構</b>による秘密解除に同意する旨の証明書類を添付しなければならない。</p> <p>専利局は、秘密解除請求対象の秘密保持専利出願（又は専利）について秘密解除の確定作業を行い、かつその結果を提出者に通知する。</p>
<p><b>第五部 第五章</b> <b>6. 1. 2 秘密保持審査</b></p> <p>審査官は外国向け専利出願秘密保持審査請求書類に対し予備秘密保持審査を行う。請求書類の形式が規定に符合していない場合、審査官は請求人に、当該外国向け専利出願秘密保持審査請求が提出されていないとみなす旨を通知し、請求人は規定に符合する外国向け専利出願秘密保持審査請求を改めて提出することができる。技術案が明らかに秘密保持の必要がない場合、審査官は当該技術案について外国での専利出願ができる旨を適時請求人に通知しなければならない。技術案が秘密保持を必要とする可能性のある場合、審査官は更なる秘密保持審査が必要なため、外国専利出願一時保留通知書を請求人に送付する。審査官は外国向け専利出願秘密保持審査意見通知書を発行して、前記審査の結論を請求人に通知する。</p> <p>請求人はその請求提出日より4ヵ月以内に外国向け専利出願秘密保持審査意見通知書を受領しなかった場合、当該技術案について外国へ専利出願することができる。</p> <p>請求人に外国専利出願の一時保留を通知した場合、審査官は更なる秘密保持審査を行い、必要に応じて関連分野の技術専門家を招請して審査に協力してもらう</p>	<p><b>第五部 第五章</b> <b>6. 1. 2 秘密保持審査</b></p> <p>審査官は外国向け専利出願秘密保持審査請求書類に対し予備秘密保持審査を行う。請求書類の形式が規定に符合していない場合、審査官は請求人に、当該外国向け専利出願秘密保持審査請求が提出されていないとみなす旨を通知し、請求人は規定に符合する外国向け専利出願秘密保持審査請求を改めて提出することができる。技術案が明らかに秘密保持の必要がない場合、審査官は当該技術案について外国での専利出願ができる旨を<b>適時</b>に請求人に通知しなければならない。技術案が秘密保持を必要とする可能性のある場合、審査官は、更なる秘密保持審査が必要なため、外国向け専利出願を一時保留する通知を<b>請求書類の提出日から4ヶ月以内に</b>請求人に送付しなければならない。審査官は外国向け専利出願秘密保持審査意見通知書を発行して、前記審査の結論を請求人に通知する。</p> <p><del>請求人はその請求提出日より4ヵ月以内に外国向け専利出願秘密保持審査意見通知書を受領しなかった場合、当該技術案について外国へ専利出願することができる。</del></p> <p>請求人に外国専利出願の一時保留を通知した場合、審査官は更なる秘密保持審査を行い、必要に応じて関</p>



<p>ことができる。審査官は秘密保持審査の結論に基づいて、外国向け専利出願秘密保持審査決定を出し、当該技術案の外国専利出願を承認するかについての審査結果を請求人に通知する。</p> <p>請求人は、その請求提出日より6ヵ月以内に外国向け専利出願秘密保持審査決定を受領しなかった場合、当該技術案について外国へ専利出願することができる。</p> <p>専利法実施細則第九条にいう出願人がその請求提出日より4ヵ月又は6ヵ月以内に関連通知又は決定を受領しなかったというのは、専利局が送付した関連通知又は決定の推定受領日が規定期限内にないことをいう。</p>	<p>連分野の技術専門家を招請して審査に協力してもらうことができる。審査官は秘密保持審査の結論に基づいて、外国向け専利出願秘密保持審査決定を出し、当該技術案の外国専利出願を承認するかについての審査結果を請求書類の提出日から6ヶ月以内に請求人に通知する。</p> <p>請求人は、その請求提出日より4ヵ月以内に外国向け専利出願秘密保持審査意見通知書を受領しなかった場合、当該技術案について外国へ専利出願することができる。</p> <p>請求人は、その請求提出日より6ヵ月以内に外国向け専利出願秘密保持審査決定を受領しなかった場合、当該技術案について外国へ専利出願することができる。</p> <p>専利法実施細則第九条にいう出願人がその請求提出日より4ヵ月又は6ヵ月以内に関連通知又は決定を受領しなかったというのは、専利局が送付した関連通知又は決定の推定受領日が規定期限内にないことをいう。</p>
<p><b>第五部 第六章</b></p> <p><b>2. 3. 1 郵送、直接送付と電子方式による送達</b></p> <p>郵送、直接送付及び電子方式により送達される通知と決定について、発行日から15日間経過した日を、当事者が通知と決定を受領した日と推定する。郵送された通知と決定について、当事者が証拠を提供し、実際の受取日が推定受取日以降であることを証明した場合、実際の受取日を送達日とする。</p>	<p><b>第五部 第六章</b></p> <p><b>2. 3. 1 郵送、直接送付と電子方式による送達</b></p> <p>郵送、直接送付及び電子方式により送達される通知と決定について、発行日から15日間経過した日を、当事者が通知と決定を受領した日と推定する。郵送された通知と決定について、当事者が証拠を提供し、実際の受取日が推定受取日以降であることを証明した場合、実際の受取日を送達日とする。</p> <p>電子形式で送達された通知と決定は、当事者が承認した電子システムに入った日付を送達日とする。当事者が承認した電子システムに入った日付が通知書と決定の発行日と一致しない場合、出願人が証拠を提供できる場合を除き、当該通知書と決定の発行日を送達日と推定する。</p>
<p><b>第五部 第七章</b></p> <p><b>1. 2 指定期限</b></p> <p>.....</p> <p>一般的に指定期限は2ヶ月とする。発明専利出願の実体審査手続における第1回審査意見通知書に対する</p>	<p><b>第五部 第七章</b></p> <p><b>1. 2 指定期限</b></p> <p>.....</p> <p>一般的に指定期限は2ヶ月とする。発明専利出願の実体審査手続における第1回審査意見通知書に対する</p>



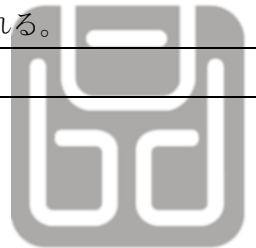
<p>出願人の回答期限は4ヶ月である。簡単な行為については1ヶ月又ははさらに短い期限を与えてもよい。前述の指定期限は当事者の通知の推定受取日から起算する。</p>	<p>出願人の応答期限は4ヶ月である。<b>意匠国際出願については、出願人の拒絶通知の応答期限は4ヶ月となる。</b>簡単な行為については1ヶ月又ははさらに短い期限を与えてもよい。前述の指定期限は当事者の通知の推定受取日から起算する。</p>
<p><b>第五部 第七章</b> <b>2.3 期限の計算</b></p> <p>期限の初日目（起算日）は期限に算入しない。期限は、年間又は月間で計算される場合、その最後の月間の対応日（起算日に対応している日付）を以って期限の満了日とする。当該月間には対応日がない場合には、当該月間の末日を以って期限の満了日とする。……</p>	<p><b>第五部 第七章</b> <b>2.3 期限の計算</b></p> <p><del>期限の初日目（起算日）は期限に算入しない。開始日の当日は期限内に計算せず、次の日から計算を開始する。</del>期限は、年間又は月間で計算される場合、その最後の月間の対応日（起算日に対応している日付）を以って期限の満了日とする。当該月間には対応日がない場合には、当該月間の末日を以って期限の満了日とする。……</p>
<p><b>第五部 第七章</b> <b>7.3.1.2 権利帰属紛争の当事者による中止請求の審査・確認と処理</b></p> <p>専利局は当事者が提出した手続中止請求書及び関連証明を受け取った後、専利局の事務管理部門は、以下に挙げる各条件を満たしているかについて審査しなければならない。</p> <p>(1) 中止請求対象の専利出願（又は専利）が権利喪失していないか、無効宣告手続に係わるものはこの限りではない。</p> <p>……</p> <p>前述の条件を満たしている、若しくは補正後に前述の条件を満たした場合は、中止を執行するものとする。審査官は専利出願（又は専利）権の帰属紛争の当事者双方に手続中止請求審査許可通知書を送付し、中止期限の開始・終了日（中止請求の提出日から）を告知しなければならない。無効宣告手続中にある専利について、専利局の手続管理部門は、中止が執行される旨の決定をさらに専利復審委員会に通知し、専利復審委員会から無効宣告手続中にある当事者に通知するようしなければならない。</p>	<p><b>第五部 第七章</b> <b>7.3.1.2 権利帰属紛争の当事者による中止請求の審査・確認と処理</b></p> <p>専利局は当事者が提出した手続中止請求書及び関連証明を受け取った後、専利局の事務管理部門は、以下に挙げる各条件を満たしているかについて審査しなければならない。</p> <p>(1) 中止請求対象の専利出願（又は専利）が権利喪失していないか、無効宣告手続に係わるものはこの限りではない。</p> <p>……</p> <p>前述の条件を満たしている、若しくは補正後に前述の条件を満たした場合は、<del>は、中止を執行するものとする。</del>審査官は専利出願（又は専利）の権利帰属紛争の当事者双方に手続中止請求審査許可通知書を送付し、中止期限の開始・終了日（中止請求の提出日から）を告知する<del>しなければならない。</del>無効宣告手続中にある<del>専利について、専利局の手続管理部門は、中止が執行される旨の決定をさらに専利復審委員会に通知し、専利復審委員会から無効宣告手続中にある当事者に通知するようしなければならない。</del></p> <p>ただし、無効宣告手続中の専利については、専利局の手続管理部門が形式審査を完了した後、専利無効宣告審理部門がさらに審査を行う。以下のいずれかの場</p>



	<p>合、専利権無効宣告手続を中止しなくてもよい。</p> <p>(1) すでに行われた審査作業に基づいて無効宣告審査決定を行うことができる場合。</p> <p>(2) 権利帰属紛争当事者の根拠となる理由が明らかに不十分であり、権利帰属紛争の存在を証明する十分な証拠も提出していない場合。</p> <p>(3) 専利権無効宣告手続の中止が当事者の利益又は公共利益を著しく損なうことを示す証拠がある場合。</p> <p>(4) 中止手続の請求が明らかに不誠実、不正行為をしている証拠がある場合。</p>
<p>第五部 第七章</p> <p>7. 5 中止手続の終了</p> <p>7. 5. 1 権利帰属紛争の当事者が申し立てた中止手続の終了</p> <p>中止の期限が満了になると、専利局は関連手続を自ら再開し、審査官は権利帰属紛争の当事者双方に中止手続終了通知書を発行しなければならない。</p> <p>.....</p>	<p>第五部 第七章</p> <p>7. 5 中止手続の終了</p> <p>7. 5. 1 権利帰属紛争の当事者が申し立てた中止手続の終了</p> <p>中止の期限が満了になると、専利局は関連手続を自ら再開し、審査官は権利帰属紛争の当事者双方に中止手続終了通知書を発行しなければならないが、<b>関連専利権が全部無効と宣告された場合などはこの限りではない。</b></p> <p>.....</p>
<p>第五部 第七章</p> <p>8. 3 遅延審査</p> <p>出願人は発明と意匠の専利出願に対して遅延審査請求を提出することができる。発明専利遅延審査請求は、出願人により実体審査請求と同時に提出されなければならないが、発明専利出願遅延審査請求は実体審査請求が発効した日から発効する。意匠の遅延審査請求は、出願人により意匠出願の提出と同時に提出されなければならない。遅延期間は、遅延審査請求が発効した日から1年、2年または3年とする。遅延期間が満了した後、この出願は順番に審査待ちになる。必要に応じて、専利局は自ら審査手続を開始し、出願人に通知することができ、出願人が請求した遅延審査期間は終了される。</p>	<p>第五部 第七章</p> <p>8. 3 遅延審査</p> <p>出願人は<b>発明と意匠の</b>専利出願に対して遅延審査請求を提出することができる。発明専利遅延審査請求は、出願人により実体審査請求と同時に提出されなければならないが、発明専利出願遅延審査請求は実体審査請求が発効した日から発効し、<del>意匠の遅延審査請求は、出願人により意匠出願申を提出すると同時に提出されなければならない。</del>遅延期間は、遅延審査請求が発効した日から1年、2年または3年とする。</p> <p><b>実用新案専利の遅延審査請求は、出願人により実用新案専利出願の提出と同時に提出されなければならない。遅延期間は、遅延審査請求が発効した日から1年、2年または3年とする。</b></p> <p>意匠の遅延審査請求は、出願人により意匠出願の提出と同時に提出されなければならない。<b>遅延期間は月単位で、最長遅延期間は遅延審査請求が発効した日か</b></p>



	<p>ら36ヶ月とする。</p> <p>遅延期間が満了した後、<del>この</del>專利出願は順番に審査待ちになる。必要に応じて、專利局は自ら審査手続きを開始し、出願人に通知することができ、出願人が請求した遅延審査期間は終了される。</p> <p>遅延期間が満了する前に、出願人は遅延審査請求の撤回を請求することができ、規定に符合した場合、遅延期間は終了し、專利出願は順番に審査待ちになる。</p>
<p><b>第五部 第八章</b></p> <p><b>1. 2. 1. 1 發明專利出願の公開</b></p> <p>形式審査を受けて合格となった發明專利出願は、出願日（優先権がある場合には、優先権日とする）から15ヶ月間が満了した時点で公開の準備を行い、18ヶ月間の期限満了時に公開される。發明專利出願人が形式審査の合格前に、その專利出願の早期公開を要求した場合、形式審査で合格となった日から公開の準備を行うが、形式審査の合格後に、その專利出願の早期公開を要求した場合、早期公開請求が合格になった日から公開の準備を行い、直ちに公開するものとする。</p> <p>出願日（優先権がある場合には、優先権日とする）から15ヶ月間が満了した時点で、それぞれの原因で形式審査に合格していない發明專利出願は、公開が遅延される。形式審査手続において、拒絶されたもの、取下げたと見なされたもの、公開の準備前に出願人が自発的に取下げたもの、或いは秘密保持が確定された發明專利出願は、公開しないものとする。</p> <p>發明專利出願の公開内容には、記載事項、要約書及び選択図が含まれる。ただし、明細書に図面がない場合、選択図はなくてもよい。記載事項には主に、專利国際分類号、出願番号、公開番号（出版番号）、公開日、出願日、優先権事項、出願人事項、發明者事項、專利代理事項、發明の名称などが含まれる。</p>	<p><b>第五部 第八章</b></p> <p><b>1. 2. 1. 1 發明專利出願の公開</b></p> <p>形式審査を受けて合格となった發明專利出願は、出願日（優先権がある場合には、優先権日とする）から<del>15ヶ月間</del>が満了した時点で公開の準備を行い、<del>そして</del>18ヶ月を経過すると、<del>間の期限の満了時直ちに</del>公開される。<del>專利法実施細則第四十一条に規定される專利出願書類を公開するための印刷準備作業を終える期間は、一般的には專利法第三十四条に規定される18ヶ月前の1ヶ月である。</del></p> <p>發明專利出願人が形式審査の合格前に、その專利出願の早期公開を要求した場合、形式審査で合格となった日から公開の準備を行うが、形式審査の合格後に、その專利出願の早期公開を要求した場合、早期公開請求が合格になった日から公開の準備を行う。<del>い、直ちに公開するものとする。出願日（優先権がある場合には、優先権日とする）から15ヶ月間</del>が満了した時点で、<del>それぞれの原因で形式審査を合格していない發明專利の出願は、公開を遅延させる。</del></p> <p>形式審査手続において、拒絶されたもの、取下げたと見なされたもの、公開の準備前に出願人が自発的に取下げたもの、或いは秘密保持が確定された發明專利出願は、公開しないものとする。</p> <p>發明專利出願の公開内容には、記載事項、要約書及び選択図が含まれる。ただし、明細書に図面がない場合、選択図はなくてもよい。記載事項には主に、專利国際分類号、出願番号、公開番号（出版番号）、公開日、出願日、優先権事項、出願人事項、發明者事項、專利代理事項、發明の名称などが含まれる。</p>
<p><b>第五部 第九章</b></p>	<p><b>第五部 第九章</b></p>





<p><b>1. 1. 3 登記手続</b></p> <p>登記手続を行う際に、出願人は登記手続実行通知書において明記された費用額に従って専利登録費、専利権付与年（登記手続実行通知書において明記された年度）の年金、公告印刷費を納付すると同時に、専利証書印紙税も納付しなければならない。</p>	<p><b>1. 1. 3 登記手続</b></p> <p>登記手続を行う際に、出願人は登記手続実行通知書において明記された費用額の要求に従って<b>専利登録費、専利権付与年（登記手続実行通知書において明記された年度）の年金、公告印刷費を納付すると同時に、専利証書印紙税も</b>を納付しなければならない。</p>
<p><b>第五部 第九章</b></p> <p><b>1. 1. 4 専利証書の発行、専利権付与の登記と公告</b></p> <p>.....</p> <p>出願人が登記手続を行った後に、専利局は専利証書を作製して、専利権付与登記及び専利権付与査定公告の準備を行わなければならない。専利証書の作製が完了した後に、本部分第六章第2. 1. 1節の規定に基づいて専利権者に送付する。特殊な状況においては、本部分第六章第2. 1. 2節の規定に基づいて直接専利権者に送付してもよいものとする。</p>	<p><b>第五部 第九章</b></p> <p><b>1. 1. 4 専利証書の発行、専利権付与の登記と公告</b></p> <p>.....</p> <p>出願人が登記手続を行った後に、専利局は専利証書を作製して、専利権付与登記及び専利権付与査定公告の準備を行わなければならない。専利証書は<b>関連規定に従って作成し、の作製が完了した後に、本部分第六章第2. 1. 1節の規定に基づいて</b>専利権者に送付する。<b>特別な場合には、本部分第六章第2. 1. 2節の規定に基づいて直接に専利権者に送付してもよいものとする。</b></p>
<p><b>1. 2. 2 専利証書の副本</b></p> <p>.....</p> <p>専利証書の副本には「副本」の文字が表示されている。専利証書の副本は専利証書の正本と様式や内容が一致しなければならない。専利証書の副本の発行にあたって、専利証書副本費と印紙税を徴収しなければならない。</p>	<p><b>1. 2. 2 専利証書の副本</b></p> <p>.....</p> <p>専利証書の副本には「副本」の文字が表示されている。専利証書の副本は専利証書の正本と様式や内容が一致しなければならない。専利証書の副本の発行にあたって、<b>専利証書副本費と印紙税関連費用</b>を徴収しなければならない。</p>
<p><b>第五部 第九章</b></p> <p><b>1. 2. 3 専利証書の更替</b></p> <p>専利権帰属紛争において、地方の知的財産権管理部門による調停、又は人民法院による調停或いは判決を受けた結果、請求人に専利権が返還された場合、当該調停又は判決の法的効力が生じた後、当事者は専利権者変更手続の合格後に、専利局に専利証書の差し替えを請求することができる。専利証書が破損した場合、専利権者は専利証書の差し替えを請求することができる。専利権が終了した後、専利局は専利証書の差し替えは行わない。専利権の移転、専利権者の名義変更によって専利権者の氏名又は名称が変わる場合、専利証書の差し替えは行わない。</p>	<p><b>第五部 第九章</b></p> <p><b>1. 2. 3 専利証書の更替</b></p> <p>専利権帰属紛争において、地方の知的財産権管理部門による調停、又は人民法院による調停或いは判決を受けた結果、請求人に専利権が返還された場合、当該調停又は判決の法的効力が生じた後、当事者は専利権者変更手続の合格後に、専利局に専利証書の差し替えを請求することができる。<b>専利証書が破損した場合、専利権者は専利証書の交換を請求することができる。</b>専利権が終了した後、専利局は専利証書の差し替えは行わない。専利権の移転、専利権者の名義変更によって専利権者の氏名又は名称が変わる場合、専利証書の差し替えは行わない。</p>



<p>專利證書の交換請求にあたっては、元の專利證書を返送し、手数料を納付しなければならない。專利局は專利證書の差し替え請求を受領した後に、專利出願書類を確認しなければならない。規定に合致した場合、專利證書を改めて作製して当事者に送付する。差し替え後の証書は元の專利證書の様式、内容と一致しなければならない。元の証書は「差し替え済み」と記載して、專利出願の包袋に保管する。</p>	<p><del>專利證書の交換請求にあたっては、元の專利證書を返送し、手数料を納付しなければならない。專利局は專利證書の差し替え請求を受領した後に、專利出願書類を確認しなければならない。規定に合致した場合、專利證書を改めて作製して当事者に送付する。差し替え後の証書は元の專利證書の様式、内容と一致しなければならない。元の証書は「差し替え済み」と記載して、專利出願の包袋に保管する。</del></p>
<p><b>第五部 第九章</b></p> <p><b>1. 2. 4 專利證書における印刷ミスの訂正</b></p> <p>專利證書において印刷ミスがあった場合、專利権者は当該証書を返送し、專利局に訂正するよう請求することができる。印刷ミスであることを專利局が確認した場合、これを訂正して、差し替えた証書を專利権者に発行しなければならない。元の証書は「差し替え済み」と記載して、專利出願の包袋に保管する。</p> <p>專利證書を紛失した場合、專利局側に起因するものを除き、再発行しない。</p>	<p><b>第五部 第九章</b></p> <p><b>1. 2. 4 專利證書における印刷ミスの訂正</b></p> <p>專利證書において印刷ミスがあった場合、專利権者は<del>当該証書を返送し</del>、專利局に訂正するよう請求することができる。<del>印刷ミスがであることを專利局が確認した場合、これを訂正して、交換された証書を專利権者に発行しなければならない。元の証書は「差し替え済み」と記載して、專利出願の包袋に保管する。</del>元の專利證書の無効を公告し、訂正後の專利證書を発行する。</p> <p><del>專利證書を紛失した場合、專利局側に起因するものを除き、再発行しない。</del></p>
<p><b>第五部 第九章</b></p> <p><b>1. 3. 1 專利登記簿の様式</b></p> <p>專利局は專利権を付与する際に、專利登記簿を作成しなければならない。專利登記簿での登記内容には、專利権の付与、專利出願権・專利権の移転、秘密保持專利の秘密解除、專利権の無効宣告、專利権の終了、專利権の回復、專利権の質権設定、保全とその解除、專利実施許諾契約の登録、專利の強制実施許諾及び專利権者の氏名又は名称、国籍と住所の変更が含まれる。</p> <p>.....</p>	<p><b>第五部 第九章</b></p> <p><b>1. 3. 1 專利登記簿の様式</b></p> <p>專利局は專利権を付与する際に、專利登記簿を作成しなければならない。專利登記簿での登記内容には、專利権の付与、專利出願権・專利権の移転、<b>国防專利</b>、秘密保持專利の秘密解除、專利権の無効宣告、專利権の終了、專利権の回復、<b>專利権期間の補償</b>、專利権の質権設定、保全とその解除、專利実施許諾契約の届け出、<b>專利実施の開放許諾</b>、專利の強制実施許諾及び專利権者の氏名又は名称、国籍と住所の変更が含まれる。</p> <p>.....</p>
	<p><b>2. 專利法第四十二条第二款に基づく專利授權期間の補填</b></p> <p>專利法第四十二条第二款の規定に基づき、發明專利出願日から4年を経過し、かつ実体審査請求日から3年を経過した後に發明專利権が付与された場合、專利局は專利権者の請求に応じて、發明專利的授權過程における不合理な遅延について專利権期間補填を付与す</p>



る。ただし、出願人に起因する不合理な遅延はこの限りではない。

同一の出願人が同日、同一の発明創造について実用新案専利と発明専利の両方を出願し、かつ実用新案専利出願に専利権が付与された後に発明専利出願に専利権が付与された場合、当該発明専利の授權期間は専利法第四十二条第二款の規定を適用しない。

## 2. 1 請求の提出

専利権期間補填請求は専利権者が提出しなければならない。専利権者が専利授權期間補填を請求する場合、専利授權公告日から起算して3ヶ月以内に専利局に請求し、相応の費用を納付しなければならない。

専利権が複数の専利権者が共有するものである場合、専利授權期間補填請求は代表者が行わなければならない。専利代理機構に委任した場合、専利授權期間補填請求は専利代理機構が行わなければならない。

## 2. 2 補填期間の確定

専利授權期間補填を付与する場合、補填期間は発明専利の授權過程における不合理な遅延の実際の日数に基づいて計算される。実際の遅延日数とは、発明専利の授權過程における不合理な遅延期間から出願人による不合理な遅延期間を差し引いたものをいう。

### 2. 2. 1 授權過程における不合理な遅延期間

授權過程における不合理な遅延期間とは、発明専利の授權公告日から発明専利出願日から満4年、かつ実体審査請求日から満3年を差し引いた日付をいう。

国際出願及び分割出願について、授權過程における不合理な遅延時間とは、発明専利の授權公告日から国際出願が中国国家段階に入った日付又は分割出願の提出日から満4年、かつ実体審査請求日から満3年を差し引いた日付をいう。

以下の状況に起因する遅延は、授權過程における不合理な遅延ではない。中止手続、保全措置、行政訴訟手続、専利法実施細則第六十六条の規定に従った専利出願書類補正後に専利権付与された専利権の復審手続。



実体審査請求の日とは、出願人が専利法第三十五条第一款の規定に従って実体審査請求を提出し、実施細則第一百一十三条の規定に従って発明専利出願の実体審査費を全額納付する日をいう。発明専利出願の実体審査請求の日が専利法第三十四条にいう公開日より早い場合、専利法第四十二条第二款にいう実体審査請求の日より満3年は当該公開日から計算しなければならない。

### 2. 2. 2 出願人による不合理な遅延期間

出願人による不合理な遅延、遅延期間は次のとおりである。

(1) 専利局からの通知で指定された期限内に応答しなかったことによる遅延。遅延期間は、期間満了日から実際に応答を提出する日までとする。

(2) 遅延審査を申請する場合、遅延期間は実際の遅延審査の期間である。

(3) 援用追加による遅延の場合、遅延期間は専利法実施細則第四十五条に基づく遅延期間とする。

(4) 権利回復の請求による遅延の場合、遅延期間は元の期間満了日から回復に同意した権利回復請求承認通知書の発行日までとする。遅延が専利局によるものであることを証明できる場合この限りではない。

(5) 優先権日から30ヶ月以内に中国国家段階に移行する手続きを行う国際出願で、出願人が早期処理を請求しなかったことによる遅延の場合、遅延期間は中国国家段階に入った日から優先権日から30ヶ月が経過する日までとする。

### 2. 3 専利授權期間補填請求の承認

審査の結果、専利権期間補填請求が期間補填条件に符合しないと判断された場合、専利局は請求人に少なくとも一度は意見陳述および／または文書の補正の機会を与えなければならない。その後も期間補填の条件を満たさない場合、期間補填をしないという決定をしなければならない。

審査の結果、専利権期間補填請求が期間補填条件を満たすと認められた場合、専利局は期間補填を付与する決定をし、期間補填の日数を知らせなければならない。



	<p>い。</p> <p><b>2. 4 登録と公告</b></p> <p>専利局は専利権期間補填付与の決定をした後、関連事項を専利登記簿に登録し、専利公報に公告しなければならない。</p>
	<p><b>3. 専利法第四十二条第三款に基づく専利授權期間補填</b></p> <p>専利法第四十二条第三款と専利法実施細則第八十条から第八十四条の規定に基づき、国务院薬品監督管理部門が上市承認した革新薬と規定に符合する改良型新薬について、専利権者の請求に応じて、専利局は条件に符合する専利に対して薬品専利期間補填を付与でき、専利権の有効期間内に当該新薬の上市審査・承認にかかる時間を補うことができる。</p> <p><b>3. 1 補填条件</b></p> <p>薬品専利期間補填を請求する場合、以下の条件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 補填を求める専利授權公告日は、薬品上市許可申請が承認された日より早くなければならない。</p> <p>(2) 補填請求を提出した際に、当該専利権が有効な状態にある。</p> <p>(3) 当該専利はこれまでに薬品専利期間補填を受けたことがない。</p> <p>(4) 上市許可を得た新薬関連技術案は、補填を求める請求項の保護範囲に入らなければならない。</p> <p>(5) 一つの薬品に同時に複数の専利が存在する場合、一つの専利に対して薬品専利期間補填を請求することしかできない。</p> <p>(6) 一件の専利が同時に複数の薬品に関係する場合、一件の薬品に対してのみ当該専利の薬品専利期間補填請求を提出することができる。</p> <p><b>3. 2 請求の提出</b></p> <p>薬品専利期間補填請求は専利権者が提出しなければならない。専利権者と薬品上市許可保持者が一致しな</p>



い場合、薬品上市許可保持者の書面による同意を得なければならない。

専利権者が薬品専利期間補填を請求する場合、薬品上市許可申請が承認された日より3ヶ月以内に専利局に請求し、相応の費用を納付しなければならない。条件付き上市許可を得た薬品については、正式な上市許可を得た日から3ヶ月以内に専利局に請求しなければならない。ただし、補填期間の計算は条件付き上市許可を得た日を基準とする。

専利権が複数の専利権者が共有するものである場合、薬品専利期間補填請求は代表者が行わなければならない。専利代理機構に委任した場合、薬品専利期間の補填請求は専利代理機構が行わなければならない。

### 3. 3 証明資料

薬品専利期間の補填請求を提出する場合、請求人は以下の資料を提出しなければならない。

(1) 専利権者と薬品上市許可保持者とが一致しない場合、薬品上市許可保持者の書面による同意書などの書類を提出しなければならない。

(2) 薬品専利期間の補填期間の専利保護範囲を確定するための関連技術資料、例えば、製造方法専利に対する期間補填を請求する場合、国务院薬品監督管理部門が承認した薬品生産技術資料を提出しなければならない。

#### (3) 専利局が要求するその他の証明資料

請求人は、請求書に薬品名、承認された適応症、期間補填を求める専利番号を記載し、上市許可を受けた薬品に関する請求項を指定し、証明書類と結び付けて薬品に繋る技術案がその指定された請求項の保護範囲に入る理由と補填を求める期間の計算根拠を具体的に説明し、薬品専利期間補填期間に保護する技術案を明確にしなければならない。

### 3. 4 適用範囲

専利法第四十二条第三款及び専利法実施細則第八十条の規定に基づき、国务院薬品監督管理部門が上市認可した革新薬と本章の規定に符合する改良型新薬にお



ける、薬物活性物質の製品専利、製造方法専利又は医薬用途専利に対して、薬品専利期間補填を付与することができる。革新薬と改良型新薬の意味は関係法律法規に基づき、国务院薬品監督管理部門の関連規定を参照して決定される。

期間補填を付与することができる改良型新薬は国务院薬品監督管理部門が発行した薬品登録証明書に記載されている以下のカテゴリの改良型新薬に限られる。

(1) 化学薬品第2.1類の既知の活性成分に対してエステル化、または既知の活性成分に対して塩化を行う薬品。

(2) 化学薬品第2.4類、すなわち既知の活性を含む新しい適応症の薬品。

(3) 予防用バイオ製品第2.2類のワクチン・菌に対する菌毒種を改良したワクチン。

(4) 治療用バイオ製品第2.2類に新たな適応症を追加したバイオ製品。

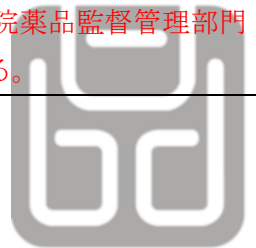
(5) 漢方薬第2.3類、すなわち機能主治を増やす漢方薬。

### 3.5

#### 保護範囲に入っているか否かの審査

新薬関連技術案は、国务院薬品監督管理部門が承認した新薬の構造、組成及びその含有量、承認した生産プロセス及び適応症を基準としなければならない。新薬関連技術案が指定された専利請求項の保護範囲に入っていない場合、期間補填を与えない。

薬品専利権期間の補填期間内では、当該専利の保護範囲は、国务院薬品監督管理部門により上市が承認された新薬に限られ、且つ当該新薬の承認された適応症の関連技術案に限られ、保護範囲内で専利権者が保有する権利及び負う義務は、専利権期間補填前と同じである。製品請求項の保護範囲は、承認された適応症に使用される上市新薬製品に限られ、医薬用途請求項の保護範囲は、上市新薬製品の承認された適応症に限られ、製造方法請求項の保護範囲は、承認された適応症に使用される上市新薬製品の国务院薬品監督管理部門に届け出た生産プロセスに限られる。

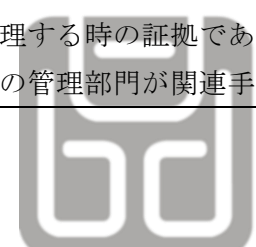


	<p><b>3. 6 補填期間の確定</b></p> <p>薬品専利権期間補填が与えられた場合、補填期間は、該専利出願日より該新薬が中国で上市許可を得た日までの間隔日数から、5年を差し引いたものに基づく。当該補填期間は5年を超えてはならず、且つ当該薬品の上市許可申請が承認された後の総有効専利権期間は14年を超えてはならない。</p> <p><b>3. 7 薬品専利権期間補填請求の承認</b></p> <p>審査の結果、薬品専利権期間補填請求が期間補填要件に符合しないとされた場合、専利局は少なくとも一回の意見陳述及び／又は書類補正の機会を請求人に与えなければならない。その後も期間補填要件に符合しない場合は、期間補填を与えない決定を行うものとする。</p> <p>審査の結果、薬品専利権期間補填を与えるべきであるとされ、専利権者が専利権期間の補填請求を提出したものの、専利局が承認決定をしていない場合、審査官は専利権期間補填請求の承認決定を待ってから、薬品専利権期間補填を与える時間を確定しなければならず、専利権者が専利権期間補填請求を提出せず、専利授權公告日から3ヶ月間の期間が満了していない場合、審査官は専利権期間補填請求の期間満了を待ってから、薬品専利権期間補填を与える時間を確定しなければならず、ただし、専利権者が専利権期間補填請求の提出を放棄すると明示した場合、この限りではない。</p> <p>審査の結果、薬品専利権期間補填請求が期間補填要件に符合しているとされた場合、専利局は、期間補填を与える決定を行った上で、期間補填の日数を通知するものとする。</p> <p><b>3. 8 登記と公告</b></p> <p>専利局は薬品専利権期間補填を与える決定をした後、関連事項を専利登記簿に登記し、専利公報で公告しなければならない。</p>
<p>第五部 第九章 2. 専利権の終了</p>	<p>第五部 第九章 <del>2</del>-4. 専利権の終了</p>





<p><b>2. 1 専利権の期限満了による終了</b></p> <p>発明専利権の期間は20年、実用新案専利権及び意匠専利権の期間は10年であり、いずれも出願日から計算される。例えば、ある実用新案専利の出願日が1999年9月6日である場合、当該専利の期間は1999年9月6日から2009年9月5日まで、専利権の期間満了による終了日は2009年9月6日である（祝祭日の場合は順延しない）。</p> <p>専利権の期間が満了になった際は、直ちに専利登記簿及び専利公報においてそれぞれ登記、公告を行ない、失効処理を行わなければならない。</p>	<p><b>2-4. 1 専利権の期間満了による終了</b></p> <p>発明専利権の期間は20年、実用新案専利権の期間は10年であり、<b>意匠専利権の期間は15年であり</b>、いずれも出願日から計算される。例えば、ある実用新案専利の出願日が1999年9月6日である場合、当該専利の期間は1999年9月6日から2009年9月5日まで、専利権の期間満了による終了日は2009年9月6日である（祝祭日の場合は順延しない）。</p> <p><b>発明専利権は専利授権期間補填又は薬品専利期間補填が存在する場合、専利権期間満了による終了の日が期間補填後の専利権期間満了による終了の日となる。</b>例えば、ある発明専利の出願日が2021年9月6日であり、当該専利の期間は2021年9月6日から2041年9月5日までである。その専利授権期間補填後の専利権期間満了日が2041年12月1日である場合、当該発明専利の専利権期間満了による終了の日は2041年12月2日となる（祝祭日の場合は順延しない）。</p> <p>専利権の期間が満了になった際は、直ちに専利登記簿及び専利公報においてそれぞれ登記、公告を行ない、失効処理を行わなければならない。</p>
<p><b>第五部 第十章</b></p> <p><b>1. 序文</b></p> <p>専利法第六十一条第二款では、専利権侵害係争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民裁判所又は専利業務の管理部門は国家知識産権局による専利権評価報告を提出するよう専利権者又は利害関係人に求めることができると規定されている。</p> <p>国家知識産権局は、専利権者又は利害関係人の請求に応じて、関連実用新案専利又は意匠専利について調査を行い、当該専利が専利法及びその実施細則に規定される権利付与要件に符合するか否かについて分析、評価を行った上で、専利権評価報告を作成する。</p> <p>専利権評価報告は、人民裁判所又は専利業務の管理部門が専利権侵害係争を審理・処理する時の証拠であり、主に人民裁判所又は専利業務の管理部門が関連手続を中止する必要があるか否かを確定するために用いられる。専利権評価報告は行政決定ではないため、専</p>	<p><b>第五部 第十章</b></p> <p><b>1. 序文</b></p> <p>専利法第六十<b>二</b>六条第二款では、専利権侵害係争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民裁判所又は専利業務の管理部門は、国家知識産権局による専利権評価報告を提出するよう専利権者又は利害関係人に求めることができ、<b>専利権者、利害関係者、又は権利侵害被控訴人は、自ら専利権評価報告を出すこともできると規定されている。</b></p> <p>国家知識産権局は、<b>専利権者又は利害関係人の</b>請求に応じて、関連実用新案専利又は意匠専利について調査を行い、当該専利が専利法及びその実施細則に規定される権利付与要件に符合するか否かについて分析、評価を行った上で、専利権評価報告を作成する。</p> <p>専利権評価報告は、人民裁判所又は専利業務の管理部門が専利権侵害紛争を審理・処理する時の証拠であり、主に人民裁判所又は専利業務の管理部門が関連手</p>



利権者又は利害関係人はこれにより行政復審又は行政訴訟を提起することはできない。

## 2. 1 専利権評価報告請求の客体

専利権評価報告請求の客体は、既に授權公告された実用新案専利又は意匠専利であり、既に終了又は放棄された実用新案専利又は意匠専利を含む。以下に掲げた状況について提出された専利権評価報告請求は提出されなかったものとみなされる。

(1) 授權公告されていない実用新案専利出願又は意匠専利出願

(2) 既に専利復審委員会に全部無効と宣告された実用新案専利又は意匠専利

(3) 国家知識産権局により専利権評価報告が作成された実用新案専利又は意匠専利。

## 2. 2 請求人の資格

専利法実施細則第五十六条第一款の規定に基づき、専利権者又は利害関係人は国家知識産権局に専利権評価報告の作成を請求することができる。そのうち、利害関係人とは、例えば専利実施許諾契約の被許諾人と専利権者により起訴権が付与された専利実施一般許諾契約の被許諾人など、専利法第六十条の規定に基づき専利権侵害係争について人民裁判所に提訴する、又は専利業務の管理部門に処理を請求する権利を有するものをいう。

続を中止する必要があるか否かを確定するために用いられる。専利権評価報告は行政決定ではないため、**専利権者又は利害関係請求人**はこれにより行政復審又は行政訴訟を提起することはできない。

実用新案又は意匠専利権をもって譲渡、質権設定登記及び専利実施許諾契約届け出を行う場合、必要時に、国家知識産権局は、専利権評価報告の提出を求めることができる。

## 2. 1 専利権評価報告請求の主体とタイミング

実用新案又は意匠専利権を付与する決定が公告された後、専利権者、利害関係者又は権利侵害被控訴人は国家知識産権局に専利権評価報告の作成を求めることができる。出願者は専利権登記手続きを行う際に国家知識産権局に専利権評価報告の作成を求めることもできる。

実用新案又は意匠専利権が複数の専利権者に共有されるものである場合、請求人は専利権者の一部であってもよい。

利害関係者とは、例えば、専利実施独占許諾契約の被許諾人と、専利権者により起訴権が付与された専利実施一般許諾契約の被許諾人など、専利法第六十五条の規定に基づき専利権侵害係争について人民裁判所に提訴する、又は専利業務の管理部門に処理を請求する権利を有するものをいう。

上記規定に符合しない場合、専利権評価報告請求は提出されなかったものとみなされる。

## 2. 1.2 専利権評価報告請求の客体

専利権評価報告請求の客体は、既に授權公告された実用新案専利又は意匠専利であり、既に終了又は放棄された実用新案専利又は意匠専利を含む。以下に掲げた状況について提出された専利権評価報告請求は提出されなかったものとみなされる。

(1) 授權公告されていない実用新案専利出願又は意匠専利出願、**出願人が登記手続きを行う際に専利権評価報告の請求を提出する場合、この限りではない、**

(2) 既に**専利復審委員会に**全部無効と宣告され



請求人が専利権者又は利害関係人でない場合、その専利権評価報告請求はなされなかったものとみなされる。実用新案又は意匠の専利権が複数の専利権者に共有される場合、請求人は専利権者の一部であっても良い。

### 2. 3 専利権評価報告請求書

専利権評価報告の作成を請求する時、請求人は専利権評価報告請求書及び関連書類を提出しなければならない。

(1) 専利権評価報告請求書は、国家知識産権局が定めた様式表を使用しなければならない。請求書において実用新案専利又は意匠専利の専利番号、発明創造の名称、請求人及び／又は専利権者の名称又は氏名を明記しなければならない。一件の請求は一件の実用新案専利又は意匠専利に限るものとする。

(2) 請求書において専利権評価報告に係る書類を明示しなければならない。当該書類は、授權公告とともに公布された実用新案専利書類又は意匠専利書類、又は発効した無効宣告請求審査決定により有効と維持された実用新案専利書類又は意匠専利書類とする。専利権評価報告の作成が請求された書類が、発効した無効宣告請求審査決定により一部有効と維持された実用新案専利書類又は意匠専利書類である場合、請求人は請求書において関連する無効宣告請求審査決定の決定

した実新案専利又は意匠専利、

(3) 国家知識産権局により専利権評価報告が作成された実用新案専利又は意匠専利。

### ~~2. 2 請求人の資格~~

~~専利法実施細則第五十六条第一款の規定に基づき、専利権者又は利害関係人は国家知識産権局に専利権評価報告の作成を請求することができる。そのうち、利害関係人とは、例えば専利実施許諾契約の被許諾人と専利権者により起訴権が付与された専利実施一般許諾契約の被許諾人など、専利法第六十条の規定に基づき専利権侵害係争について人民法院に提訴する、又は専利業務の管理部門に処理を請求する権利を有するものをいう。~~

~~請求人が専利権者又は利害関係人でない場合、その専利権評価報告請求はなされなかったものとみなされる。実用新案又は意匠の専利権が複数の専利権者に共有される場合、請求人は専利権者の一部であっても良い。~~

### 2. 3 専利権評価報告請求書

専利権評価報告の作成を請求するときに、請求人は専利権評価報告請求書及び関連書類を提出しなければならない。

(1) 専利権評価報告請求書は、国家知識産権局が定めた様式表を使用しなければならない。請求書において実用新案専利又は意匠専利の出願番号又は専利番号、発明創造の名称、出願人又は専利権者、請求人及び／又は専利権者の名称又は氏名を明記しなければならない。一件の請求は一件の実用新案専利又は意匠専利に限るものとする。

(2) ~~請求書において専利権評価報告に係る書類を明示しなければならない。当該書類は、授權公告とともに公布された実用新案専利書類又は意匠専利書類、又は発効した無効宣告請求審査決定により有効と維持された実用新案専利書類又は意匠専利書類とする。専利権評価報告の作成が請求された書類が、発効した無効宣告請求審査決定により一部有効と維持された実用新案専利書類又は意匠専利書類である場合、請求人は~~



番号を明示しなければならない。

(3) 請求人が利害関係人である場合、専利権評価報告請求の提出と同時に関連証明書類を提出しなければならない。例えば、請求人が専利実施独占許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と結んだ専利実施独占許諾契約又はその複写物を提出しなければならず、請求人が専利権者により起訴権が付与された専利実施一般許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と結んだ専利実施一般許諾契約又はその複写物及び専利権者により起訴権が付与されたことに関する証明書類を提出しなければならない。前記専利実施許諾契約が既に国家知識産権局に登録されている場合、請求人は専利実施許諾契約を提出しなくてもよいが、請求書において明示しなければならない。

専利権評価報告請求書が上述の規定に符合しない場合、国家知識産権局は指定期限内に補正するよう請求人に通知するものとする。

~~請求書において関連する無効宣告請求審査決定の決定番号を明示しなければならない。~~

~~(3) 請求人が利害関係人である場合、専利権評価報告請求の提出と同時に関連証明書類を提出しなければならない。例えば、請求人が専利実施独占許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と結んだ専利実施独占許諾契約又はその複写物を提出しなければならず、請求人が専利権者により起訴権が付与された専利実施一般許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と結んだ専利実施一般許諾契約又はその複写物及び専利権者により起訴権が付与されたことに関する証明書類を提出しなければならない。前記専利実施許諾契約が既に国家知識産権局に届け出た場合、請求人は専利実施許諾契約を提出しなくてもよいが、請求書において明示しなければならない。~~

(3) 請求人が権利侵害被控訴人である場合、専利権評価報告請求の提出と同時に関連証明書類を提出しなければならない。例えば、人民裁判所が発行した立案類の通知書又はその複写物、専利行政法執行部門が発行した立案類の通知書又はその複写物、調停仲裁機関が発行した立案類書類又はその複写物などである。

専利権者が発行した警告状、電子商取引プラットフォーム苦情通知書などを受け取った事業体又は個人は、権利侵害被控訴人に該当し、専利権評価報告請求の提出と同時に関連証明書類、例えば専利権者が発行した警告状又はその複写物、電子商取引プラットフォーム苦情通知書又はその複写物などを提出しなければならない。

専利権評価報告請求書が上述の規定に符合しない場合、国家知識産権局は指定期限内に補正するよう請求人に通知するものとする。

第五部 第十一章 電子出願についての若干規定

第五部 第十一章 専利開放許諾

1. 序文

本章は、専利法第五十条、第五十一条及び専利法実施細則第八十五条から第八十八条までの規定に基づいて規定される。

専利法第五十条及び第五十一条の規定に基づき、専利権者が自ら書面により国家知識産権局に対して、い



	<p>かなる事業体又は個人にもその専利の実施を許可すると宣言し、その許諾の使用料の支払い方法及び基準を明確にした場合、国家知識産権局は公告した上で、開放許諾を実施する。いかなる事業体又は個人も専利開放許諾を実施する意思がある場合、書面で専利権者に通知し、公告された許諾使用料の支払い方法、基準に従い許諾使用料を支払えば、専利実施許諾が得られる。</p> <p>開放許諾声明を提出した専利権者は、いかなる事業体又は個人に対しても、中国国内でその開放許諾の専利の実施を許可することを宣言しなければならない。</p> <p>国家知識産権局は専利権者により提出された開放許諾声明が規定に符合しているか否かを審査した後、公告を許可するか否かの通知を発行する。</p> <p>本章では、専利開放許諾声明の提出、専利開放許諾声明の撤回、専利開放許諾の登記及び公告、専利開放許諾実施契約の発効、専利開放許諾実施契約の届け出、専利開放許諾実施期間中の費用軽減手続きの取り扱い、並びに開放許諾を実施する専利の関連法的手続きの取り扱いについて規定している。</p>
	<p><b>2. 開放許諾の関連原則</b></p> <p>専利開放許諾制度の設立の目的は、専利技術の実施及び運用を促進するためであり、国家知識産権局を通じて専利開放許諾情報を公告することにより、専利技術の需要と供給双方の橋渡しを支援する。専利開放許諾の関連手続きは以下の原則に従うべきである。</p> <p>(1) 自主原則</p> <p>開放許諾声明における許諾要件について、関連規定に符合することを前提に、当事者は自主原則に従い設立することができる。</p> <p>(2) 合法原則</p> <p>開放許諾取引の安全を維持するために、国家知識産権局により公告される開放許諾専利の専利権は有効でなければならない。既に開放許諾が実施された専利権について専利法実施細則第八十六条第一款に規定する状況に該当する場合、専利権者は、直ちに開放許諾声明を撤回すると同時に、被許諾人に通知しなければならない。</p> <p>(3) 公開原則</p>



	<p>専利開放許諾声明が公告された後、国家知識産権局は閲覧複写などの手段により開放許諾声明の内容を外部に公開することができる。</p>
	<p><b>3. 専利開放許諾声明の提出</b></p> <p>専利権者は、開放許諾専利を実施する意思がある場合、国家知識産権局に専利開放許諾声明を提出しなければならない。専利開放許諾声明は原則として電子方式により提出されなければならないが、電子方式による提出が確実に困難である場合、国家知識産権局によって指定された場所に直接提出する、又は関連書類を郵送することができる。</p> <p><b>3. 1 専利開放許諾声明の客体</b></p> <p>専利開放許諾声明の客体は既に授權公告された發明専利、實用新案専利又は意匠専利でなければならない。</p> <p>専利権が以下に掲げた状況の1つに該当する場合、専利権者はそれについて開放許可を実施してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 専利権が独占又は排他的許諾の有効期限内にある場合</li><li>(2) 専利権の帰属により紛争が発生した、又は人民裁判所の裁定により専利権に対する保全措置が講じられ、関連手続きが中止された場合</li><li>(3) 規定通りに年金が納付されていない場合</li><li>(4) 専利権が質権設定され、質権者の同意を得ていない場合</li><li>(5) 専利権が終了している場合</li><li>(6) 専利権が全部無効と宣言された場合</li><li>(7) 實用新案又は意匠専利の専利権評価報告が国家知識産権局により発行されていない場合</li><li>(8) 専利権評価報告により、實用新案又は意匠専利権が専利権付与要件に符合しないと結論付けられた場合</li><li>(9) その他、専利権の有効な実施を妨害する状況</li></ul> <p><b>3. 2 請求人の資格</b></p> <p>専利法実施細則第八十五条第一款の規定に基づき、専利権者は国家知識産権局に開放許諾声明を提出する</p>



ことができる。共有者が共有専利権について開放許諾声明を提出する場合、共有者全員の書面による同意を得なければならない。

### 3.3 専利開放許諾声明

請求人は規定の様式に従い専利開放許諾声明及びその他の提供すべき資料を提出しなければならない。請求人によって提出される資料の内容は、真実、正確且つ明確で、国家法律の規定、社会的道徳、公共利益の要求に符合しなければならない。商業的宣伝用語が存在してはならない。

専利開放許諾声明には以下の事項が明記されなければならない。

- (1) 専利番号
- (2) 専利権者の氏名又は名称
- (3) 専利許諾使用料の支払い方法及び基準
- (4) 専利許諾期間
- (5) 専利権者の連絡先
- (6) 開放許諾声明要件に符合することに対する専利権者の承諾
- (7) その他、明確にする必要がある事項

専利権者は、一緒に許諾使用料の計算根拠及び方法に対する簡単な説明を提出しなければならない。一般的には2000文字を超えないものとする。

専利許諾使用料は当該簡単な説明に基づかなければならず、一定の料金基準で支払う場合、一般的に2000万元を超えない。2000万元を超える場合、専利権者は、専利法第五十条に規定される開放許諾以外の他の方式で許諾することができる。ロイヤリティで支払う場合、純売上高の歩合は一般的に20%を超えず、利益額の歩合は一般的に40%を超えない。

専利開放許諾声明は専利権者が署名または捺印しなければならない。専利権が複数の専利権者に属し共有されている場合、代表者が署名または捺印するとともに、共有専利権者が、署名または捺印した開放許諾に同意する書面声明を添付することができる。専利代理機構に委任する場合、専利開放許諾声明は専利代理機構が捺印するとともに、専利権者全員が、署名または



捺印した開放許諾に同意する書面声明を添付しなければならない。

### 3. 4 公告許可と不公告

(1) 専利開放許諾声明が審査を経て規定に符合した場合、国家知識産権局は公告を許可する。

(2) 専利開放許諾声明が審査を経て、専利法実施細則第八十五条の規定に符合しない場合、又は第八十六条が挙げる場合に属する場合、国家知識産権局は公告しない。

(3) 専利権者が、偽造資料を提供し、事実を隠蔽するなどの方法で開放許諾声明を出し、国家知識産権局が発見した場合、専利開放許諾声明を取り消さなければならない。

### 3. 5 専利開放許諾声明の発効

専利開放許諾声明は公告した日から発効する。

## 4. 専利開放許諾声明の撤回

専利権者は、専利法実施細則第八十六条の規定又は他の正当な理由で開放許諾声明を撤回することができる。共有者が共有する専利権について開放許諾声明を撤回する場合、専利権者全員の書面での同意を得なければならない。専利権者は開放許諾声明を撤回する場合、開放許諾声明の撤回請求を提出しなければならない。開放許諾声明の撤回請求は専利権者が署名または捺印しなければならない。専利権が複数の専利権者に属して共有されている場合、代表者が署名または捺印するとともに、共有する専利権者が署名または捺印した開放許諾の撤回に同意する書面声明を添付することができる。専利代理機構に委任する場合、開放許諾声明の撤回請求は専利代理機構が捺印するとともに、専利権者全員が署名または捺印した開放許諾の撤回に同意した書面声明を添付しなければならない。開放許諾声明の撤回にはいかなる条件もつけてはならない。

開放許諾声明の撤回請求が審査を経て、規定に符合した場合、国家知識産権局は開放許諾声明の撤回を公告する。規定に符合しない場合、国家知識産権局は開放許諾声明の撤回を公告しないと同時に、請求人に理





	<p>由を説明する。</p> <p>開放許諾声明の撤回は、公告した日から発効する。専利権者が専利開放許諾声明を撤回すべきものの、速やかに撤回しなかった場合、国家知識産権局は当該専利開放許諾声明を中止又は取消し、公告する。</p>
	<p><b>5. 専利開放許諾の登記と公告</b></p> <p>専利開放許諾声明に関する事項は専利登記簿に登記され、専利公報にて公告される。</p> <p>専利開放許諾声明で公告される項目には、主分類番号、専利番号、開放許諾声明番号、専利権者、発明名称、出願日、授權公告日、専利許諾使用料の支払い方式と基準、専利許諾期間、専利権者の連絡先、開放許諾声明の発効日などが含まれる。</p> <p>専利開放許諾声明の撤回で公告される項目には、主分類番号、専利番号、開放許諾声明番号、専利権者、発明名称、開放許諾声明の撤回日などが含まれる。</p>
	<p><b>6. 専利開放許諾実施契約の発効</b></p> <p>いずれかの事業体または個人が書面で専利権者にその開放許諾専利の実施を希望することを通知し、公告に基づいて許諾使用料を支払う場合、専利開放許諾実施契約が発効する。ただし、法律、行政法規に別途規定がある場合この限りではない。</p> <p>中国国内の事業体または個人が専利開放許諾を実行し、外国人、外国企業または外国の他の組織が当該専利の実施を希望する場合、「中華人民共和国技術輸出入管理条例」及び「技術輸出入契約登記管理方法」などの関連規定に符合しなければならない。</p> <p>中国国内の事業体または個人が専利開放許諾を実行し、香港、マカオまたは台湾地区の個人、企業またはその他の組織が当該専利の実施を希望する場合は、上記規定を参照する。</p>
	<p><b>7. 専利開放許諾実施契約の届出</b></p> <p>許諾者と被許諾者のいずれか一方は、開放許諾実施契約が発効された後、開放許諾の達成を証明できる書面書類で国家知識産権局に届出手続きを行うことができる。</p> <p>専利開放許諾実施契約の届出を行う場合、以下の書類を提出しなければならない。</p>



	<p>(1) 請求人が署名した専利実施許諾契約の届出申請書</p> <p>(2) 被許諾者が書面により専利権者へ送付した通知</p> <p>(3) 被許諾者が専利権者へ支払った許諾使用料の証明（または専利権者が受け取る許諾使用料証明書）</p> <p>(4) 請求人の身分証明</p> <p>(5) 代理を委任する場合、委任権限を明記した委任書</p> <p>(6) 担当者の身分証明</p> <p>(7) その他提供すべき資料</p> <p>専利開放許諾実施契約の届出手続きの処理は「専利実施許諾契約届出方法」を参考して実行する。</p>
	<p><b>8. 専利開放許諾実施期間中の費用減額手続き処理</b></p> <p>専利開放許諾実施期間とは、専利開放許諾実施契約が発行されてから専利許諾期間が満了するまでの期間をいう。</p> <p>請求人が専利開放許諾実施契約の届出を行う場合、専利権者が同時に専利の年金軽減請求を提出したものとみなす。専利開放許諾実施契約の届出が許可された場合、専利権者は専利開放許諾実施期間中、規定に従って、届出日から期間切れしていない専利の年金を軽減することができる。専利権者が開放許諾声明を撤回した場合、次の専利年度から、開放許諾による専利の年金軽減を享受しない。専利権者が同時に二つの専利の年金軽減条件を満たす場合、軽減の割合が高い一つの条件に従い減額する。</p> <p>開放許諾を実施する専利権者と被許諾者が許諾使用料について協議した上で普通許諾を与えた場合、開放許諾の実施には該当しない。</p>
	<p><b>9. 開放許諾を実行した専利の関連手続き処理</b></p> <p>開放許諾を実行した専利については、以下の手続きを行う前に、専利権者はまず開放許諾声明を撤回しなければならない。</p> <p>(1) 専利権譲渡により、記載事項の変更請求を提出した場合</p> <p>(2) 専利権者が書面声明でその専利権を放棄した場合</p>



	<p>専利権譲渡を除き、専利権者がその他の事由で変更され開放許諾を継続した場合、元の開放許諾声明の撤回及び再声明の関連手続きを速やかに行わなければならない。専利権者が変更した後、開放許諾を行わなくなった場合、元の開放許諾声明の撤回手続きを速やかに行わなければならない。</p> <p>専利権者が開放許諾を行っている専利権に質権を設定して、専利権の質権登録を行う場合、質権者が専利開放許諾の継続実施に同意する書面声明を提供しなければならない。</p>
	<p><b>第六部 意匠国際出願</b> <b>第一章 意匠国際登録出願の事務処理</b> <b>1. 序文</b></p> <p>本章は、出願人が工業品意匠国際登録ハーグ協定ジュネーブ文書（以下ハーグ協定と称する）に従い専利局を通じて意匠国際登録出願、費用納付を提出し、及びハーグ協定に従って中国の意匠国際登録出願（以下、意匠国際出願と称する）を提出し指定する手続き審査と事務処理の特別規定に係るものである。本章で説明及び規定がない事項については、本指南第一部、第五部の規定を参照する。</p>
	<p><b>2. 意匠国際登録出願の提出</b> <b>2.1 提出ルート</b></p> <p>意匠国際登録出願は国際局に直接提出することができる。出願人が中国に常住または営業所を持っている場合、専利局を通じて国際局に意匠国際登録出願を提出することができる。</p> <p>専利局を通じて意匠国際登録出願を提出する場合、国際プロセスにおける後続の他の書類を国際局に直接提出しなければならない。</p> <p><b>2.2 送達と不送達</b> <b>2.2.1 受領日の確定</b></p> <p>専利局を通じて国際局に提出された意匠国際登録出願について、国際局が専利局の受領日から1ヶ月以内に当該意匠国際登録出願を受領した場合、専利局の受領日を国際局の受領日とみなし、そうでなければ国際局が実際に受領した日を受領日とする。</p>



## 2. 2. 2 送達条件

意匠国際登録出願が以下の条件を満たす場合、専利局は国際局に送達する。

(1) 少なくとも出願人の一人が中国に常住しているかまたは営業所がある場合。

(2) 少なくとも出願人の一人が中国を出願人条約締結場所として選択している場合。

(3) 意匠国際出願書類が英語で作成されている場合。

(4) ハーグ協定で定められた正式なフォーマットを使用している場合。

(5) 出願に意匠の図面または写真が含まれている場合。

(6) 中国本土の中国語通信情報が含まれている場合。

(7) 出願書類に法律違反、社会道徳違反、または公共の利益を害する情報を含めてはならない。

意匠国際登録出願で中国を指定した場合、出願人は意匠国際出願の中国語訳を提出することができる。

## 2. 3 送達、不送達手順

### 2. 3. 1 書類処理

専利局は意匠国際登録出願を受領した後、以下の書類の処理を行う。

(1) 受領日の確定：出願人が専利局を通じて意匠国際登録出願を提出した場合、専利局が実際に受領した日を受領日とする。

(2) 提出番号の付与：専利局は意匠国際登録出願の受領順に提出番号を付与する。

### 2. 3. 2 送達手順

意匠国際登録出願が送達条件を満たしている場合、送達手順は以下の通りとなる。

(1) 出願人に意匠国際登録出願送達通知書を送付し、送達番号、送達期限及び書類リストを知らせる。

(2) 国際局に意匠国際登録出願の書類及び受領日などのデータを送達する。

### 2. 3. 3 不送達の手順

意匠国際登録出願が送達条件に符合しない場合、出



	<p>願人に意匠国際登録出願を送達しない旨の通知書を送付し、出願人に送達しない理由を知らせる。</p> <p>専利局に直接提出された意匠国際登録出願が、送達条件に符合しない場合、直接当事者に理由を説明しなければならない、受け入れない。</p>
	<p><b>3. 意匠国際出願の事務処理</b></p> <p><b>3. 1 中国での出願日の確定</b></p> <p>ハーグ協定により国際登録日が確定された中国を指定した意匠国際出願は、専利局に提出された意匠専利出願とみなされ、この国際登録日は専利法第二十八条という出願日とみなされる。</p> <p><b>3. 2 国家出願番号の付与</b></p> <p>意匠国際出願が国際局で公開された後、専利局は国際局から送付された意匠国際出願に対して国家出願番号を付与し、後続の審査を行う。</p> <p><b>3. 3 その他の書類の受理</b></p> <p><b>3. 3. 1 その他の書類の受理条件</b></p> <p>意匠国際出願が国際局で公開された後、意匠国際出願の当事者は専利局に関連手続きを行う場合、中国語を使用して規定に符合する関連書類を提出し、国家出願番号を明記し、専利法第十八条の規定に従い委任手続きを行わなければならない。</p> <p>その他の規定は本指南第五部第三章第3. 1節の規定を適用する。</p> <p><b>3. 3. 2 その他の書類の受理手順</b></p> <p>本指南第五部第三章第3. 2節の規定を適用する。</p> <p><b>3. 4 分割出願の受理</b></p> <p>意匠国際出願に対して提出された分割出願は、本指南第五部第三章第2. 3. 2. 1節の規定に符合する場合を除き、分割出願願書に元の出願の出願日と元の出願の出願番号が記入されているか否かを確認しなければならない。当該元の出願の出願日はその国際登録日でなければならない、元の出願の出願番号は元の出願の国際登録番号を記入する。この分割出願は国家出願に従って処理される。</p>



### 3. 5 公告手順

意匠国際出願に対して保護を与える決定を下した後、専利局は公告を行い、公告の内容には、専利権の記載項目及び図面または写真一枚が含まれる。記載事項には、分類番号、専利番号、国際登録番号、授權公告番号（出版番号）、出願日、授權公告日、優先権事項、専利権者事項、及び当該意匠を使用する製品の名称などが含まれる。公告された記載事項の内容が国際登録公開書類に記載されている場合、国際登録公開書類と一致させる。当該意匠専利権は、公告した日から中国で発効する。専利局が公告した後、意匠国際出願の出願人は専利局に意匠国際出願専利の登記簿の副本を請求することができ、中国で保護を与える証明とする。意匠専利の単行本の内容には、フロントページ、図面又は写真、及び簡単な説明が含まれる。ここで、図面又は写真、及び簡単な説明は国際局が公布した保護を与える声明で確定された書類の形で提供する。

国際局が公告した他の事項は、権利の移転に係る場合を除き、国際局の公告に準ずる。

### 3. 6 関連手続きの審査

#### 3. 6. 1 記載事項の変更

意匠国際出願の出願人（または専利権者）の権利の変更、名称および／または住所の変更、国際局での代理事項の変更について、当事者は国際局に対して関連手続きを行わなければならない。

意匠国際出願の出願人（または専利権者）の権利が変更された場合、当事者は国際局に対して関連手続きを行うほか、専利法実施細則の規定に従い、専利局に証明書類を提出しなければならない。証明書類は本指南第一部第一章第6. 7. 2. 2節と第6. 7. 2. 6節の規定を適用し、証明書類が外国語である場合、同時に中国語の題目の訳文を添付しなければならない。証明書類を提出していない場合、または証明書類を提出して不合格になった場合、専利局は国際局に当該権利の変更が中国で発効しないことを通知しなければならない。



	<p><b>3. 6. 2 権利の回復</b></p> <p>意匠国際出願の当事者が、速やかに拒絶通知に応答しなかったため、その専利出願が取下げられたとみなされた場合、当事者は本指南第五部第七章第6節の関連規定に従い権利の回復を請求することができる。</p> <p><b>3. 6. 3 未更新の専利権の終止</b></p> <p>意匠国際出願が専利局で授権公告された後、専利権者がハーグ協定の規定に従い更新の手続きを行わなかった場合、専利権は中国での出願日から満5年又は満10年の日より終了する。</p> <p><b>3. 6. 4 一部権利の放棄</b></p> <p>意匠国際出願が専利局で授権公告された後、専利権者が国際局に中国に対して一部権利を放棄する手続きを行った場合、当該一部権利の放棄の発効日は国際局が登記した日とする。</p>
	<p><b>4. 納付の特別規定</b></p> <p><b>4. 1 国際プロセスの費用の納付</b></p> <p>意匠国際登録出願の国際プロセスの関連費用は直接国際局に納付しなければならない。専利局を通じて意匠国際登録出願書類を提出する場合、専利局を通じて国際局に国際出願の関連費用を納付することができる。</p> <p>専利局を通じて費用を納付する場合、当事者は送達番号を根拠にオンライン納付か、専利局に関係費用を直接納付しなければならない。納付費用には正しい送達番号及び納付した費用名を明記しなければならない。上記の規定に符合しない場合、納付費用の手続きを行わなかったものとみなされる。</p> <p>専利局を通じて納付された国際出願関連費用はすべて国際局に交付され、国際局はその口座が費用を受領した日を納付日とする。国際局は意匠国際出願の個別指定料を受領した後、専利国に交付する。専利局は上記関連費用の返金を行わない。国際プロセスの費用に関する事項は、当事者が直接国際局に連絡する。</p> <p><b>4. 2 専利局の費用の納付</b></p> <p>意匠国際出願が国際局を通じて公開された後、当事者が専利局に関連費用を納付する場合、国家出願番号</p>



	<p>または国際登録番号を以って納付する。</p>
	<p><b>第二章 意匠国際出願の審査</b></p> <p><b>1. 序文</b></p> <p>意匠国際出願の審査とは、専利局が、専利法及びその実施細則の規定に基づき、出願人が工業品意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ文書（以下、ハーグ協定と称する）に基づいて提出して中国を指定した意匠国際登録出願に対する審査である。専利法実施細則第一百四十三条の規定に基づき、意匠国際出願は専利局の審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、専利局は保護を与える決定を下し、国際局に通知する。</p> <p>本章に関わる専利局の意匠国際出願に対する審査範囲は以下の通りである。</p> <p>（1）明らかな実質的欠陥の審査には、意匠国際出願が専利法第五条第一款、第二十五条第一款第（六）項または専利法実施細則第十一条の規定の状況に明らかに属しているか否か、または専利法第二条第四款、第二十三条第一款と第二款、第二十七条第二款、第三十一条第二款、第三十三条、専利法実施細則第一百四十二条の規定に明らかに符合していない、または専利法第九条の規定に基づく専利権を取得できない場合が含まれる。</p> <p>（2）その他の書類と関連手続きの審査には、意匠国際出願に関連するその他の書類と関連手続きが専利法第十八条、第二十四条、及び専利法実施細則第三条第一款、第十八条、第三十三条第四款、第三十四条第三款、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十一条の規定に符合しているか否かが含まれる。</p> <p>本章では、上記審査における特殊な問題についてのみ説明と規定を行う。国家出願と同様のその他の問題について、本章に説明と規定がない場合は、本指南第一部第三章、第四部第五章、第五部第十章の規定を参照する。</p>
	<p><b>2. 審査原則</b></p> <p>意匠国際出願については、以下の原則に従い審査し</p>





	<p>なければならない。</p> <p>(1) 出願の形式または内容はハーグ協定及び1999年の文書と1960年の文書の共同実施細則の規定に基づき、審査官は出願書類の形式的欠陥を理由に意匠国際出願を拒絶してはならない。</p> <p>(2) 明らかな実質的欠陥及びその他の書類の関連手続きの審査は、専利法及びその実施細則と審査指南の規定を適用する。</p>
	<p><b>3. 審査手続き</b></p> <p><b>3.1 保護を与える声明</b></p> <p>意匠国際出願が審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、審査官は国際局に保護を与える声明を出さなければならない。保護を与える意匠国際出願には、国際局に拒絶通知を出す必要がなく登録条件を満たした国際出願、及び拒絶通知に応答してから登録条件を満たした国際出願が含まれる。</p> <p><b>3.2 拒絶通知</b></p> <p>意匠国際出願に明らかな実質的欠陥がある場合、審査官は国際局に拒絶通知を出さなければならない。</p> <p>拒絶通知には、拒絶の根拠となるすべての理由と、引用した相応の法律条項が含まなければならない。拒絶理由が専利法第二十三条第一款、第二款または専利法第九条の規定に係る場合、当該意匠国際出願に関連する従来設計または国内同様の意匠専利出願または専利に関する情報も含まなければならない。</p> <p><b>3.3 拒絶通知の応答</b></p> <p>出願人は拒絶通知を受領した後、指定された期限内に専利法第十八条の規定に従い委任手続きを行い、応答しなければならない。専利法実施細則第三条第一款の規定に基づき、出願人は応答を行う場合、中国語を使用して意見陳述するか、または出願書類を補正しなければならない。ただし、補正書類が簡単な説明書、製品名、及び図面の説明などの文書に係る場合、関連文書の英文書類も提出しなければならない。</p> <p>応答書類に新たな欠陥が生じ、当該欠陥が補正によって克服できる場合、審査官は全面的な審査を行い、</p>



	<p>出願人に補正通知書を提出しなければならない。この欠陥が補正の方法で克服できない明らかな実質的欠陥である場合、審査官は出願人に審査意見通知書を発行しなければならない。</p> <p><b>3. 4 拒絶査定</b></p> <p>出願人が拒絶通知または審査意見通知書に対して提出した応答書類が通知書において指摘された明らかな実質的欠陥を克服できていない場合、審査官は拒絶査定を下すことができる。</p> <p>拒絶査定の内容は本指南第一部第三章第3. 5節の規定を適用する。</p> <p><b>3. 5 前置審査と復審後の処理</b></p> <p>本規定第一部第三章第3. 6節の規定を適用する。</p>
	<p><b>4. 審査根拠の書類確認</b></p> <p><b>4. 1 審査の根拠となる書類</b></p> <p>意匠の国際出願審査の基礎と書類には、次のものが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 国際局が公開した意匠国際出願の英文書類。</li><li>(2) 専利法実施細則第一百四十一条に基づいて提出された補正書類。</li><li>(3) 専利法実施細則第五十条に基づいて提出された英文の補正書類。</li></ul> <p><b>4. 2 国際局が公開した意匠国際出願書類の効力</b></p> <p>ハーグ協定第14条第(1)款の規定に基づき、意匠国際出願は国際登録日より中国で提出された意匠専利出願と同等の効力を有する。</p>
	<p><b>5. 意匠国際出願書類の審査</b></p> <p><b>5. 1 記載項目の審査</b></p> <p>意匠国際出願の記載項目は国際局が公開したものに準じており、審査官は通常それを審査しない。ただし、出願人が専利局からの通知書において指摘された欠陥を克服するために記載項目を補正した場合この限りではない。</p> <p><b>5. 2 画像または写真の審査</b></p>



#### 5. 2. 1 図面の名称と表記

意匠国際出願の図面名称と表記は、本指南第一部第三章4. 2. 1節の規定に符合しているとみなされる。

#### 5. 2. 2 画像または写真の明確な表示

専利法第二十七条第二款の規定に基づき、出願人が提出した関連画像または写真は、専利保護を要求する製品の意匠を明確に表示していなければならない。

審査官は出願人が提出した関連画像または写真について、保護を要求する製品全体または部分的な意匠の明確表示に影響を及ぼす明らかな実質的欠陥があるか否かを審査しなければならない。

#### 5. 3 簡単な説明書の審査

専利法実施細則第四百二十二条の規定に基づき、意匠国際出願の国際局公開に設計要点を含む説明書が含まれている場合、専利法実施細則第三十一条の規定に従い簡単な説明を提出したとみなされる。

専利法第六十四条第二款の規定に基づき、意匠の国際出願の簡単な明細書の内容は画像または写真に示される製品の意匠を説明するために使用される。審査官は、意匠の画像または写真に簡単な明細書の内容と製品名が、保護を要求する製品全体または部分的な意匠を明確に表現しているか否かについて審査しなければならない。

#### 5. 4 専利法第五条第一款、第二十五条第一款第(六)項、専利法実施細則第十一条及び専利法第二条第四款に基づく審査

本指南第一部第三章第6節、第7節の規定を適用する。

#### 5. 5 専利法第九条及び第二十三条第一款、第二款に基づく審査

本指南第一部第三章第11節、第8節の規定を適用する。

#### 5. 6 専利法第三十一条第二款に基づく審査

意匠国際出願について、審査官は専利法第三十一条



第二款の規定に符合しているか否かを審査しなければならない。

1件の意匠国際出願に2件以上の（2件を含む）意匠が含まれている場合、出願人は自主的または、審査官の審査意見に基づいて分割出願を提出することができる。分割出願は国家出願とみなされる。

専利法実施細則第四百十一条の規定に基づき、出願人は自主的に分割出願を提出する場合、意匠国際出願の国際局での公開日から2ヶ月以内に提出しなければならない。

出願人は審査官の審査意見に基づいて分割出願を提出する場合、遅くとも先願の国内公告日から2ヶ月以内に提出しなければならない。上記期限が満了した後、または先願が拒絶された場合、または先願が取下げと見なされ、権利が回復されていない場合、通常分割出願を再提出してはならない。

分割出願に関連するその他の規定は、本指南第一部第三章第9.4節の規定を適用する。

#### 5.7 専利法第三十三条に基づく審査

本指南第一部第三章第10.2節の規定を適用する。

### 6. その他の書類と関連手続きの審査

#### 6.1 専利代理機構への委任

意匠国際出願の出願人が拒絶通知に応答したり、その他の専利事務を行う場合、専利法第十八条第一款、専利法実施細則第十八条の関連規定に符合しなければならない。

出願人は意匠の国際出願を提出する際に、中国の専利法第十八条の規定に符合する専利代理機構に委任した場合、専利局に専利事務を行う際に、本指南第一部第一章6.1.2節の規定に従い委任手続きを行う必要がある。委任の解除ならびに辞去規定は、本指南第一部第一章第6.1.3節の規定を適用する。

#### 6.2 優先権の審査

専利法実施細則第三百三十七条の規定に基づくと、意匠国際出願の国際登録日は専利法第二十八条でいう出願日である。



本節の特別な規定を除き、優先権のその他の規定は本指南第一部第三章第5.2節の規定を参照する。意匠国際出願の優先権を主張しており、かつ国際局に受け入れられた場合、優先権主張費用は徴収されない。

#### **6.2.1 外国の優先権主張**

##### **6.2.1.1 先願及び優先権を主張した後願**

出願人が、先願の意匠国際出願に基づいて優先権を主張する場合、専利法第二十九条第一款の規定に基づいて外国の優先権を主張するものとみなされる。

##### **6.2.1.2 優先権主張の声明**

専利法実施細則第三百三十九条の規定に基づき、意匠国際出願の国際局公開に1つまたは複数の優先権が含まれている場合、専利法第三十条の規定に従い書面による声明を提出したとみなされる。

##### **6.2.1.3 先願書類の副本**

専利法実施細則第三百三十九条の規定に基づいて、意匠国際出願の出願人が優先権を主張する場合、国際出願公開日から3ヶ月以内に専利局に初めて提出した専利出願の副本を提出しなければならない。先願書類の副本には、当該副本の中国語の題目の訳文は含まなくてもよい。期限満了日までに提出しなかった場合、優先権は主張されていないとみなされる。

##### **6.2.1.4 後願の出願人**

専利法実施細則第三十四条第三款の規定に基づいて、先願の書類の副本に記載された出願人と後願の出願人とが一致しない場合、出願人は国際出願公開日から3ヶ月以内に専利局に関連する証明書類を提出しなければならない。出願人が期限満了日までに提出しなかった場合、優先権は主張されていないとみなされる。

#### **6.2.2 自国の優先権の主張**

##### **6.2.2.1 先願と優先権主張した後願**

出願人が先に中国で提出した意匠に基づいて優先権を主張する場合、専利法第二十九条第二款の規定に基づいて自国の優先権を主張したとみなされる。

後願意匠国際出願の国際登録日前に、専利局が先願に対する専利権付与通知書と登記手続き通知書を発行し、出願人が登記手続きを行った場合、後願は優先権



を主張していないとみなされる。

#### 6. 2. 2. 2 優先権主張の声明

専利法実施細則第三百三十九条の規定に基づき、意匠国際出願の国際局公開に1つまたは複数の優先権が含まれている場合、専利法第三十条の規定に従い書面による声明を提出したとみなされる。

#### 6. 2. 2. 3 先願書類の副本

本指南第一部第三章第5. 2. 2. 3節の規定を適用する。

#### 6. 2. 2. 4 後願の出願人

専利法実施細則第三十四条第三款の規定に基づき、先願書類の副本に記載された出願人と後願の出願人が一致しない場合、出願人は国際出願の公開日から3ヶ月以内に専利局に関連する証明書類を提出しなければならない。出願人が期限満了日までに提出しなかった場合、優先権は主張されていないとみなされる。

#### 6. 2. 2. 5 先願を取下げられたと見なされる手続き

1つまたは複数の自国の優先権を主張する後願の意匠国際出願が方式審査を経て規定に符合していると判断された場合、該当する先願が意匠専利出願であり、かつ登記手続きを行っていない場合、当該先願意匠は取下げられたとみなされる。

取下げられたとみなされた先願は回復を請求してはならない。

#### 6. 2. 3 優先権主張の撤回

出願人は専利局に対して優先権主張の撤回を出してはならない。

#### 6. 2. 4 優先権主張の回復

意匠国際出願が優先権を主張していないと見なされた場合、回復しない。

#### 6. 3 新規性喪失例外の公開

専利法実施細則第四百十条の規定に基づき、出願人が専利法第二十四条第(二)項または第(三)項に列挙された状況が存在すると主張する場合、意匠国際出願を提出する際に声明を出すとともに、国際出願の公開日から2ヶ月以内に専利局に規定に符合する証明書



類を提出しなければならない。

専利法実施細則第三十三条第四項の規定に基づき、  
専利法第二十四条第（一）、（四）項に記載された状況  
があると出願人が主張し、国務院専利行政部門が必要  
と判断した場合、出願人に指定された期限内に専利局  
に証明書類を提出することを要求してもよい。

審査官は証明資料に明記された関連日付と内容が保  
護を要求する意匠と明らかに関連しているか否かを審  
査しなければならない。

